

平成27年度～平成29年度

## 第6期

# 江南市介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画

高齢者の住み慣れた地域での生活の確保

生き生きこうなん — すこやかプラン

(案)

平成27年1月

江南市

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 法令等の根拠	1
(2) 策定の背景及び目的	1
(3) 基本理念	3
(4) 計画の視点	5
2 計画の期間	7
3 計画の点検	7
4 計画の構成	8
第2章 高齢者等の現状	9
1 高齢者人口の推移	9
2 被保険者数の推移	10
3 要介護認定者数の推移	11
第3章 介護保険及び高齢者福祉サービスの現状	13
1 介護保険サービスの現状	13
(1) 居宅サービス	13
(2) 地域密着型サービス	28
(3) 施設サービス	34
(4) 保険給付費の状況	35
2 地域支援事業の現状	36
(1) 介護予防事業	36
(2) 任意事業	37
3 福祉サービスの現状	38

第4章 計画の基本指標	46
1 推計人口	46
2 推計要介護認定者数	47
3 日常生活圏域	49
第5章 介護保険対象サービスの必要量の見込	50
1 介護保険事業の実施方針	50
2 サービス利用者数の見込	52
(1) 居宅サービス対象者数・施設サービス利用者数	52
(2) 居宅サービス利用者数	53
(3) 施設・居住系サービス利用者の推計	54
3 介護予防サービスの必要量の見込	56
(1) 介護予防居宅サービス	56
(2) 地域密着型介護予防サービス	61
4 介護サービスの必要量の見込	62
(1) 介護居宅サービス	62
(2) 地域密着型サービス	67
(3) 施設サービス	70
第6章 地域支援事業	71
1 地域支援事業の実施方針	71
2 介護予防事業	74
(1) 二次予防事業対象高齢者施策	74
(2) 一次予防施策	77
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業	78
3 包括的支援事業	78
(1) 地域包括支援センター	78
(2) 支援事業	78
(3) 地域包括支援センター等運営協議会	81
4 任意事業	81
(1) 家族介護支援事業	81
(2) その他事業	82
5 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、 認知症総合支援事業	83

第7章 介護保険対象サービスの見込量確保のための方策	84
1 居宅サービス見込量の確保	84
2 地域密着型サービス見込量の確保	84
3 施設サービス見込量の確保	84
4 地域支援事業見込量の確保	84
5 サービスを提供する人材の確保	85
6 サービス利用を容易にするための方策	85
(1) 居宅介護支援事業者と介護サービス事業所間の連携への支援	85
(2) 医師、歯科医師、薬剤師との連携	85
(3) 介護サービス事業者情報の提供と相談体制の整備	86
(4) 地域ケア会議の充実	87
(5) 広報の充実	87
(6) 低所得者への介護保険サービス利用料の軽減	87
7 介護保険事業の適正化への取り組み	87
(1) 要介護認定の適正化	87
(2) 介護サービスの質の確保	88
(3) 適正な介護サービスの提供	88
8 地域密着型サービスの適正運営	88
第8章 介護保険事業費の見込	89
1 サービス給付費の見込額	90
(1) 予防給付費	90
(2) 介護給付費	91
(3) 標準給付費	92
2 地域支援事業費の見込額	93
3 介護保険の財政	94
(1) 保険給付費	94
(2) 地域支援事業費	94
4 第1号被保険者の保険料	95
(1) 保険料基準月額	95
(2) 保険料の納め方	96

第9章 保健・福祉事業の推進	97
1 保健・福祉事業の推進	97
2 福祉サービス	99
(1) 在宅福祉サービス	99
(2) 施設福祉サービス	101
3 保健事業	101
4 サービス利用を容易にするための方策	102
(1) サービスを提供する人材の確保	102
(2) サービス情報の提供と相談体制の充実	102
(3) 市民組織等との協働	103
5 保健、医療、福祉の連携	103
(1) 医師、歯科医師、薬剤師との連携	103
(2) 保健所との連携	103
(3) 社会福祉協議会	104
(4) 民間サービス事業者	104
(5) 福祉ボランティア団体、市民組織、区・町内会	105
(6) 老人クラブ	105
(7) 民生委員	105
第10章 高齢者の生きがいがづくりの推進	106
1 生きがい対策事業の推進	106
(1) 老人クラブ	106
(2) 高齢者教室	107
(3) 高齢者のスポーツ活動	108
(4) 生きがい対策推進事業の充実	109
(5) 高齢者の活動、憩いの場の確保	110
2 就労対策の推進	111
(1) 再就職と雇用対策	111
(2) 生きがい就労（シルバー人材センター）への支援	112

第11章 だれもが暮らしやすいまちづくり .....	113
1 住環境づくり .....	113
2 地域環境の整備 .....	114
(1) 地域コミュニティの形成 .....	114
(2) 高齢者の住みよいまちづくり .....	115
(3) 防犯、防火対策 .....	116
(4) 防災対策 .....	117
参考資料 .....	119
1 要介護認定者数と出現率の推移及び見込 .....	119
(1) 要介護認定者数の推移及び見込 .....	119
(2) 出現率の推移及び見込 .....	120
2 第1号被保険者の保険料の算出 .....	121
3 地域支援事業費見込額の算出について .....	125

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、江南市における高齢者の現状や背景をふまえて、保険給付の円滑な運営を確保するために策定するものです。

また、高齢者福祉計画については、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定するものですが、介護保険事業との整合を図る必要があることから介護保険事業計画にあわせて一定の見直しを行うものです。

このため本計画は、介護保険事業と高齢者に関する福祉事業等を始めとする総合的な施策の内容を定めるもので、各年度における介護給付や予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の必要量や費用額の見込、その見込量確保のための方策に関する事項など、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。

また、生活支援施策、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が安心して暮らせる地域環境をつくるために必要な事項を定めます。

### (2) 策定の背景及び目的

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、4人に1人が高齢者という状況となっています。今後はいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、さらに10年後の平成37年度には団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）となり、高齢者の独居や夫婦のみの高齢者世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

このため、平成 23 年には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の見直しが行われ、平成 26 年には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下、「医療介護総合確保推進法」という。）において、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、多分野との連携強化により一層の地域包括ケアシステムの構築が求められています。

江南市（以下「本市」という。）においても、「第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 高齢者の住み慣れた地域での生活の確保 生き生きこうなんーすこやかプラン（以下、「前計画」という。）」では、4つの基本理念である「1 介護不安のない老後生活の実現」「2 利用者本位の介護サービス供給体制づくり」「3 市民・地域が一体となった福祉社会の実現」「4 介護予防、生活支援への体制づくり」の実現をめざし、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、継続的かつ着実にさまざまな方策を講じてきました。

第6期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（以下、「本計画」という。）では、前計画で定めた地域包括ケアシステムを、新たな制度の下に平成 37 年度までの中長期的な視点に立ちながら、介護保険事業及び高齢者福祉施策の基本的考え方やめざすべき取り組み等の見直しを行うものです。





## 基本理念 1

### 介護不安のない老後生活の実現

たとえ介護が必要な状態となっても、多くの高齢者は住み慣れた地域の中で、在宅での生活を希望しています。しかし、高齢化や核家族化の一層の進行により、高齢者をとりまく環境は急速に変化しています。このような状況のなかで、高齢者一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るためには、介護保険制度の効率的な活用を促進する必要があります。また、高齢者の生きがいづくりや地域活動への支援、住みよい住環境の整備など、高齢者が安心してより快適な生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活をとりまくあらゆる環境を視野に入れた施策を展開していきます。

## 基本理念 2

### 利用者本位の介護サービス供給体制づくり

介護保険制度では、利用者一人ひとりの判断・選択に応じたサービス提供を基本としています。もし介護が必要となったときに、迅速で的確な介護サービスが受けられるよう、各関係機関との連携のもと、利用者本位のサービス供給体制のさらなる整備に努めます。

また、サービス利用者の立場で介護サービス計画を作成するよう、事業者への支援、指導を行うとともに、介護保険に関する苦情については、県などが中心になって対応していますが、利用者保護の観点から、市民の福祉に責任をもつ市も事業者の指導に参画し、責任をもって制度を支えています。

## 基本理念 3

### 市民・地域が一体となった福祉社会の実現

利用者本位の介護サービスを実現するためには、その担い手となる事業者の確保が重要であり、利用者が必要とする介護サービスが供給できるよう、積極的に介護サービス事業者の参入を呼びかけていきます。また、健康な高齢者、介護が必要な高齢者に対して、保健、福祉サービスを実施していくことが必要であり、引き続き独自に各種のサービスを供給していきます。さらに、地域福祉を支える民生委員を始めとする市民との連携を図っていくとともに、高齢者を敬愛し相互に助け合うあたたかい地域社会づくりに向けて、市民意識の高揚を図ります。

多くの市民が元気で充実した高齢期を過ごすことができるようにするために、誰もができる限り長く健康を保ちながら、生きがいをもち、安心して生活できるまちづくりが求められています。

そのため、市は地域支援事業や、保健、医療、福祉に関するサービスを通して介護予防に努めるとともに、高齢者が自覚をもって、健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むよう努めていきます。

さらに、高齢者を抱える家庭や地域など市民とともに協力しながら、ひとり暮らしの高齢者の閉じこもりや、虚弱な高齢者がねたきりの状態となることをできる限りなくし、豊かで健やかな生活が営めるよう、生活支援を充実していきます。

また、高齢者をはじめ誰もが住みやすいまちづくりに向けて、市民の理解と参加のもと、道路、公園だけでなく民間施設などの整備においてバリアフリー化を推進するなど、総合的な福祉環境の向上を図ります。

## ② 江南市戦略計画の基本構想等との調和

本計画は江南市戦略計画の基本構想や第 2 次健康日本 21 こうなん計画と調和のとれた内容のものとしします。また、介護保険事業計画と高齢者福祉計画は一体のものとして策定します。そして、愛知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画、老人福祉計画）、愛知県地域保健医療計画、健康日本 21 あいち新計画、愛知県地域ケア体制整備構想など広域的な計画との整合について配慮します。

### (4)

### 計画の視点

#### ① 地域包括ケアシステムの構築

本市における地域包括ケアシステムについて段階的に体制を整える必要があり、医療と介護の連携については、地域包括支援センターが核となり「地域ケア会議」を通じて医療と介護の顔の見える関係を実現する必要があります。

平成 29 年 4 月には介護予防給付の「訪問介護」と「通所介護」が地域支援事業へと移行するなかで、事業所においては基準を緩和したサービスの供給やボランティアを中心とした住民主体によるサービスの提供など、地域資源を活かしつつサービス提供体制の充実が必要です。

このような制度の変化や国の方針を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、保険者が果たすべき役割の強化に努めます。

## ② 認知症高齢者支援の推進

---

認知症高齢者が増加し続ける中で、身近な地域での支え合いを充実するために、市民に対する認知症の正しい理解と本人、家族を含めた相談体制の充実が求められています。また、認知症高齢者への介護サービスの提供体制の充実も求められます。

徘徊などが心配される認知症高齢者と暮らす家族の負担を減らすよう、地域全体で支援していくため、認知症ケアパスの作成・周知に努め、認知症サポーターの養成を通じた認知症への十分な理解や認知症見守りネットワークの構築、権利擁護への対応などを進めていきます。

## ③ 総合事業を活かした高齢者の社会参加の促進と生きがいづくり

---

国の制度改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されるにあたり、多様な主体によるサービスの提供体制の整備と、総合事業を通じて社会参加の促進と生きがいづくりによる介護予防効果が求められています。

地域コミュニティにおける人的資源を発掘・育成し、身近な地域での参加の機会や交流の場の提供が必要であり、高齢者の居場所づくりや孤立や引きこもりの防止が求められています。

介護予防・日常生活支援総合事業を計画的に実施し、情報提供、利用しやすい環境整備に取り組んでいきます。

総合事業を充実したものにするために、団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手として活用することも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。

## 2 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間です。

本計画以後の計画は、平成 37 年度までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第 5 期			第 6 期			第 7 期			第 8 期			第 9 期		
地域包括ケアシステムの構築に向けたスタート			平成 37 年度までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計 中長期的な視野に立った施策の展開											

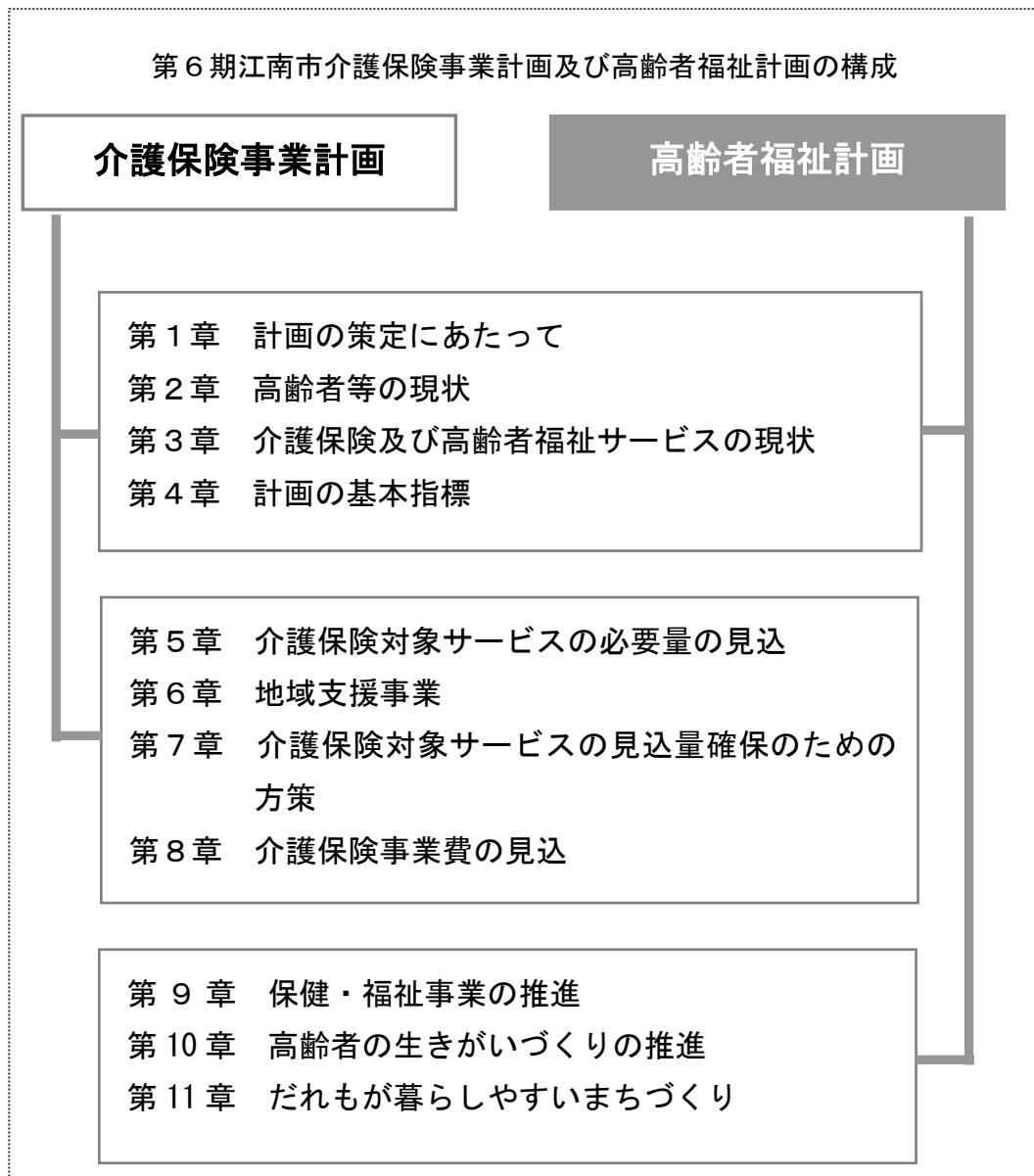
## 3 計画の点検

介護保険事業の運営状況や高齢者福祉事業の実施状況の定期的な把握に努めるとともに、本計画の実効性を確保するため、市は事業推進状況等を江南市高齢者総合対策懇談会へ諮り、点検・評価を行います。

## 4

## 計画の構成

本計画は、第1章から第4章については介護保険事業計画と高齢者福祉計画との共通内容とし、第5章から第8章は介護保険事業計画に関する内容で、第9章から第11章は高齢者福祉計画に関する内容で構成します。

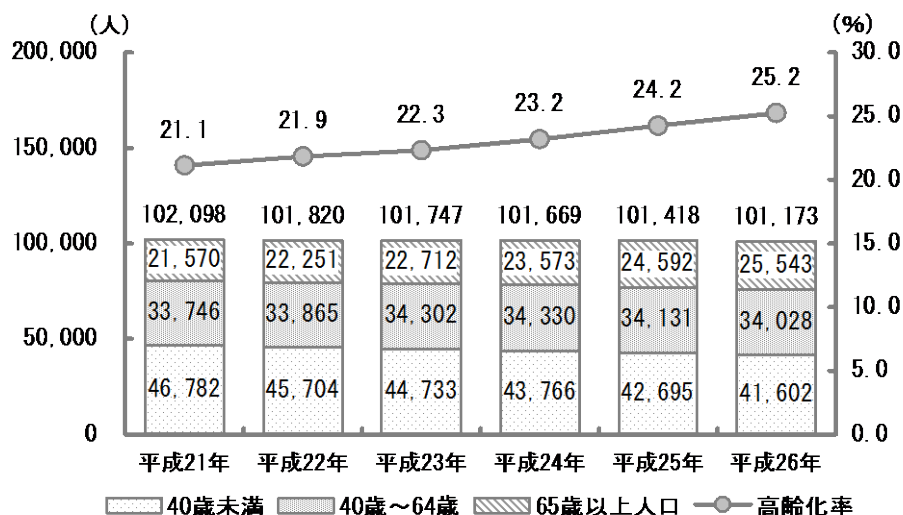


## 第2章 高齢者等の現状

### 1 高齢者人口の推移

高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）の推移についてみると、平成21年では高齢化率が21.1%であるのに対し、平成26年には25.2%と増加しています。

図：人口及び高齢化率の推移



表：高齢者人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	102,098 (100.0%)	101,820 (100.0%)	101,747 (100.0%)	101,669 (100.0%)	101,418 (100.0%)	101,173 (100.0%)
40歳～64歳	33,746 (33.1%)	33,865 (33.3%)	34,302 (33.7%)	34,330 (33.8%)	34,131 (33.7%)	34,028 (33.6%)
65歳以上人口	21,570 (21.1%)	22,251 (21.9%)	22,712 (22.3%)	23,573 (23.2%)	24,592 (24.2%)	25,543 (25.2%)
前期高齢者	12,946 (12.7%)	13,029 (12.8%)	13,015 (12.8%)	13,387 (13.2%)	13,887 (13.7%)	14,452 (14.3%)
後期高齢者	8,624 (8.4%)	9,222 (9.1%)	9,697 (9.5%)	10,186 (10.0%)	10,705 (10.6%)	11,091 (11.0%)

※ 下段 (%) は構成比を示します。

資料：各年9月末現在の住民基本台帳等による人口です

表：高齢化率の推移

単位：%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国	22.7	23.0	23.3	24.1	25.1	
愛知県	19.8	20.3	20.6	21.4	22.3	
江南市	21.1	21.9	22.3	23.2	24.2	25.2

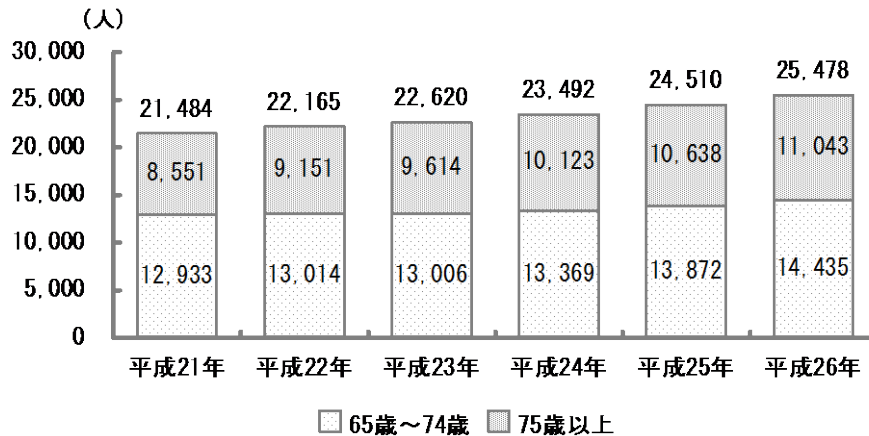
資料：江南市は「住民基本台帳」、国、県は総務省「人口推計」（各年9月末現在）



## 2 被保険者数の推移

本市における65歳以上の第1号被保険者は、平成21年では21,484人であったものが、平成26年では25,478人となっており、3,994人増加しています。

図：被保険者数の推移



表：第1号被保険者数の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
65歳～74歳	12,933 (60.2%)	13,014 (58.7%)	13,006 (57.5%)	13,369 (56.9%)	13,872 (56.6%)	14,435 (56.7%)
75歳以上	8,551 (39.8%)	9,151 (41.3%)	9,614 (42.5%)	10,123 (43.1%)	10,638 (43.4%)	11,043 (43.3%)
(再掲) 住所地特例被保険者	47 (0.2%)	51 (0.2%)	52 (0.2%)	60 (0.3%)	62 (0.3%)	72 (0.3%)
計	21,484 (100.0%)	22,165 (100.0%)	22,620 (100.0%)	23,492 (100.0%)	24,510 (100.0%)	25,478 (100.0%)

※ 下段(%)は構成比を示します。

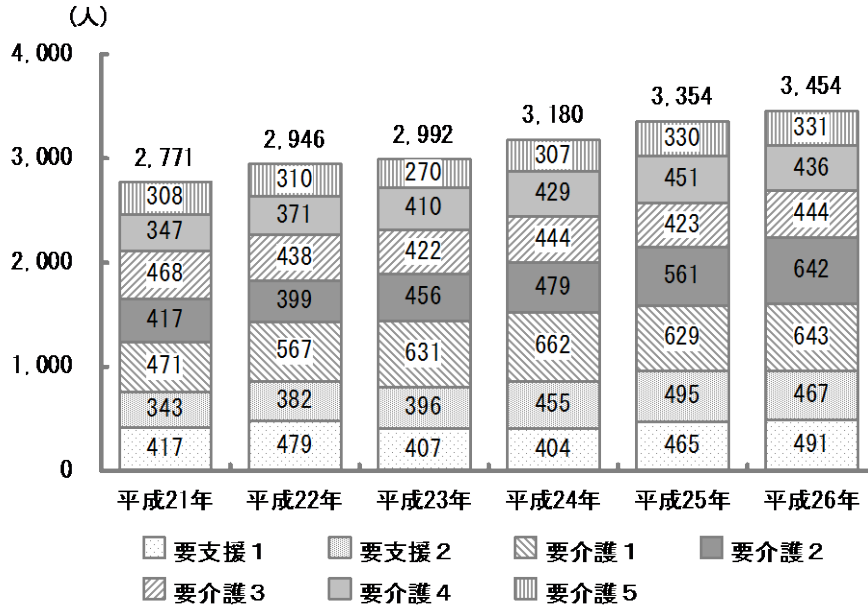
資料：各年9月末現在



### 3 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加しており、平成26年9月末現在では3,454人となっています。特に、要介護2の人の増加が著しく5年で約1.5倍となっています。

図：要介護度別認定者数の推移



表：要介護度別認定者数の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	417 (15.0%)	479 (16.3%)	407 (13.6%)	404 (12.7%)	465 (13.9%)	491 (14.2%)
要支援2	343 (12.4%)	382 (13.0%)	396 (13.2%)	455 (14.3%)	495 (14.8%)	467 (13.5%)
要介護1	471 (17.0%)	567 (19.2%)	631 (21.1%)	662 (20.8%)	629 (18.8%)	643 (18.6%)
要介護2	417 (15.0%)	399 (13.5%)	456 (15.2%)	479 (15.1%)	561 (16.7%)	642 (18.6%)
要介護3	468 (16.9%)	438 (14.9%)	422 (14.1%)	444 (14.0%)	423 (12.6%)	444 (12.9%)
要介護4	347 (12.5%)	371 (12.6%)	410 (13.7%)	429 (13.5%)	451 (13.4%)	436 (12.6%)
要介護5	308 (11.1%)	310 (10.5%)	270 (9.0%)	307 (9.7%)	330 (9.8%)	331 (9.6%)
<b>計</b>	<b>2,771 (100.0%)</b>	<b>2,946 (100.0%)</b>	<b>2,992 (100.0%)</b>	<b>3,180 (100.0%)</b>	<b>3,354 (100.0%)</b>	<b>3,454 (100.0%)</b>

※ 下段(%)は構成比を示します。

資料：各年9月末現在

表：第1号、第2号被保険者別要介護度別認定者数

単位：人

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 21 年	第1号被保険者	402	327	448	393	445	330	292	2,637
	第2号被保険者	15	16	23	24	23	17	16	134
	計	417	343	471	417	468	347	308	2,771
平成 22 年	第1号被保険者	465	362	549	377	420	349	297	2,819
	第2号被保険者	14	20	18	22	18	22	13	127
	計	479	382	567	399	438	371	310	2,946
平成 23 年	第1号被保険者	393	376	606	437	402	391	261	2,866
	第2号被保険者	14	20	25	19	20	19	9	126
	計	407	396	631	456	422	410	270	2,992
平成 24 年	第1号被保険者	390	436	635	458	426	410	294	3,049
	第2号被保険者	14	19	27	21	18	19	13	131
	計	404	455	662	479	444	429	307	3,180
平成 25 年	第1号被保険者	454	469	602	539	408	436	315	3,223
	第2号被保険者	11	26	27	22	15	15	15	131
	計	465	495	629	561	423	451	330	3,354
平成 26 年	第1号被保険者	478	445	624	621	432	419	320	3,339
	第2号被保険者	13	22	19	21	12	17	11	115
	計	491	467	643	642	444	436	331	3,454

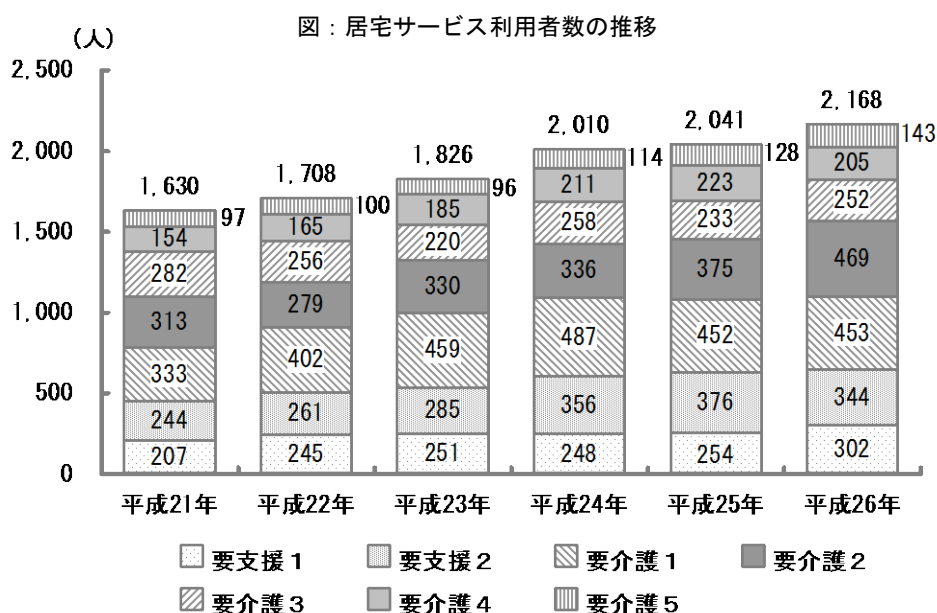
資料：各年9月末現在

# 第3章 介護保険及び高齢者福祉サービスの現状

## 1 介護保険サービスの現状

### (1) 居宅サービス

平成26年の居宅サービス利用者数は、2,168人となっており、平成21年からの推移をみると、年々増加しており、平成26年までに538人増加しています。要介護度別の傾向でみると、要支援1、要介護2、要介護5で大きく増加しており、それぞれ約1.5倍となっています。



表：要介護度別居宅サービス利用者数の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	207	245	251	248	254	302
要支援2	244	261	285	356	376	344
要介護1	333	402	459	487	452	453
要介護2	313	279	330	336	375	469
要介護3	282	256	220	258	233	252
要介護4	154	165	185	211	223	205
要介護5	97	100	96	114	128	143
計	1,630	1,708	1,826	2,010	2,041	2,168

資料：各年9月末現在

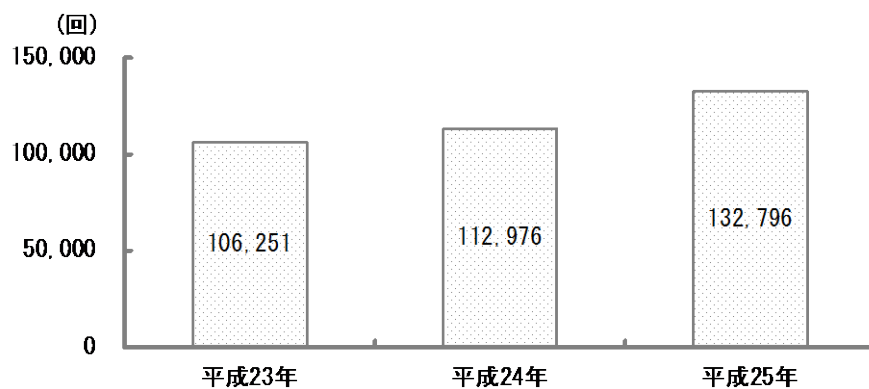
## ① 訪問介護（介護予防訪問介護）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や身のまわりのお世話をします。

表：訪問介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	395	420	411
利用回数（回/年）	106,251	112,976	132,796

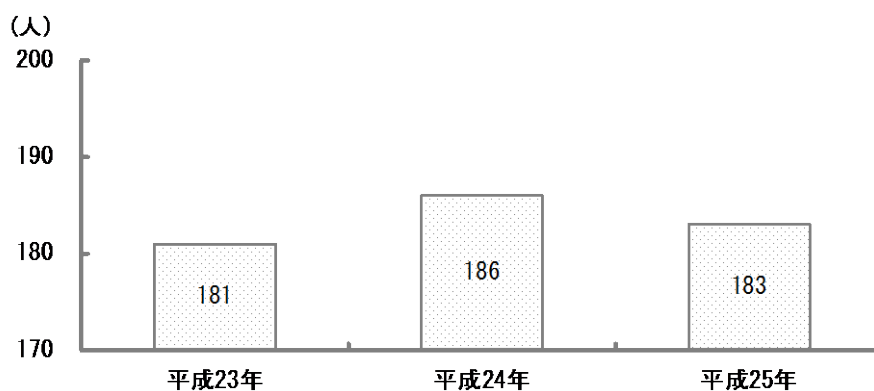
図：訪問介護の実施状況



表：介護予防訪問介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	181	186	183

図：介護予防訪問介護の実施状況



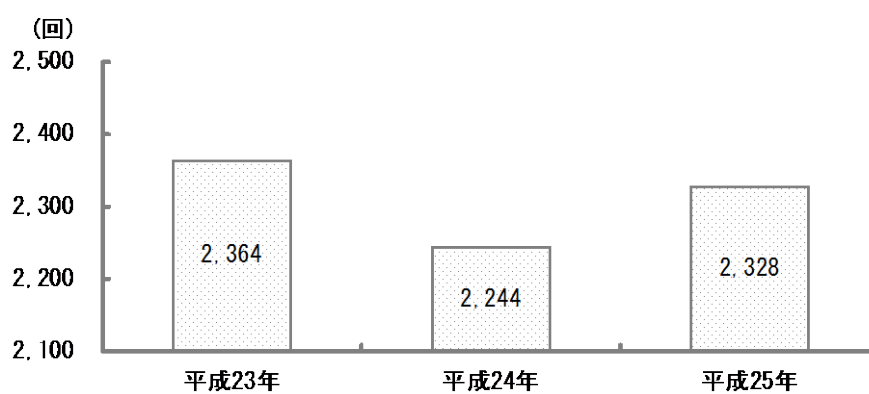
## ② 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

表：訪問入浴介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	38	37	39
利用回数（回/年）	2,364	2,244	2,328

図：訪問入浴介護の実施状況



表：介護予防訪問入浴介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	0	0	0
利用回数（回/年）	0	0	0

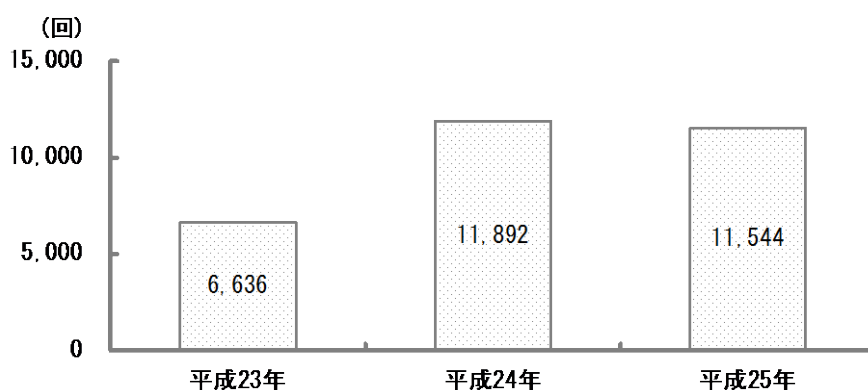
### ③ 訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などが家庭を訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。

表：訪問看護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	92	99	99
利用回数（回/年）	6,636	11,892	11,544

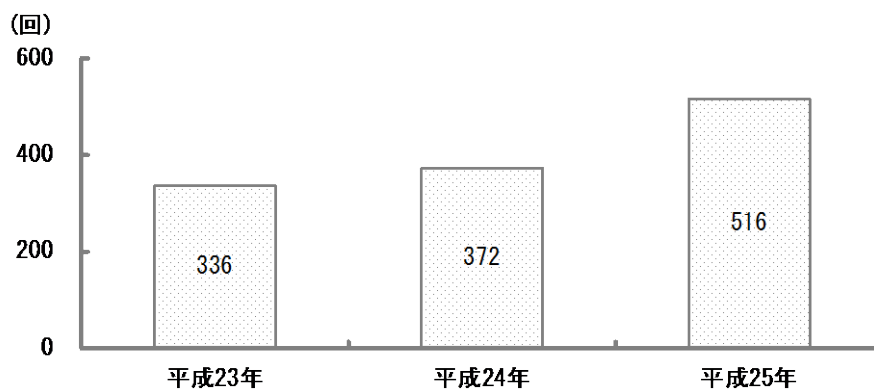
図：訪問看護の実施状況



表：介護予防訪問看護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	7	8	7
利用回数（回/年）	336	372	516

図：介護予防訪問看護の実施状況



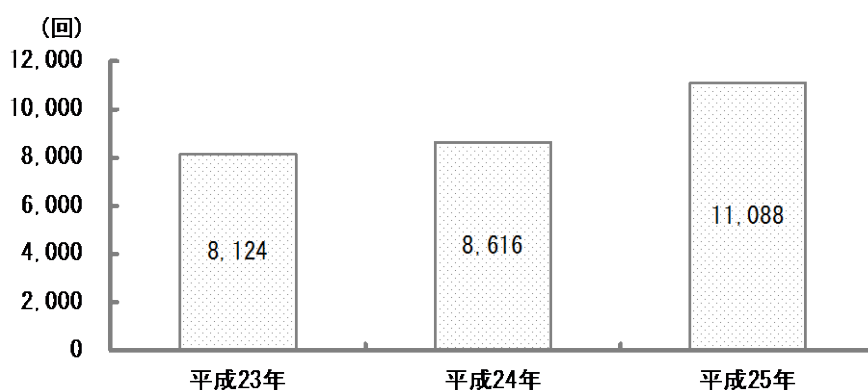
#### ④ 訪問リハビリ（介護予防訪問リハビリ）

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。

表：訪問リハビリテーションの実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	52	57	73
利用回数（回/年）	8,124	8,616	11,088

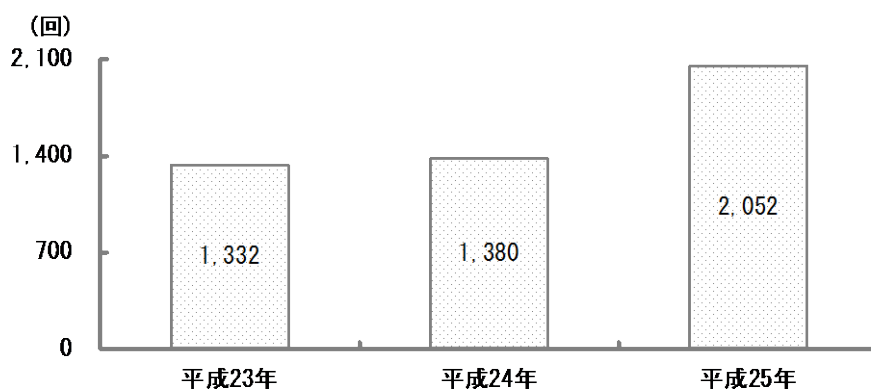
図：訪問リハビリテーションの実施状況



表：介護予防訪問リハビリテーションの実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	10	9	16
利用回数（回/年）	1,332	1,380	2,052

図：介護予防訪問リハビリテーションの実施状況



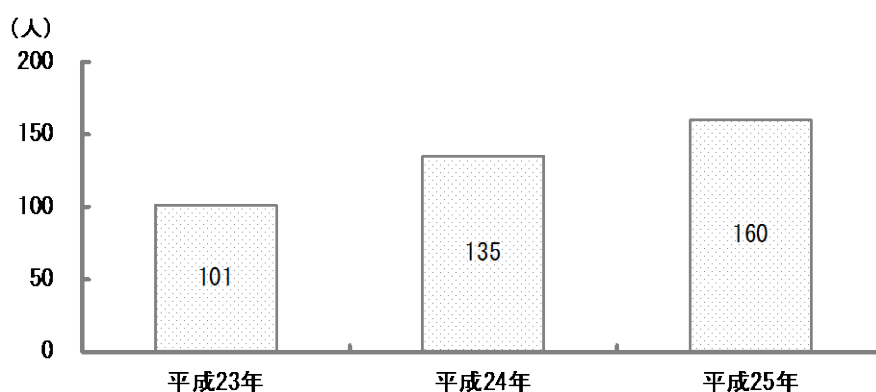
### ⑤ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

表：居宅療養管理指導の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	101	135	160

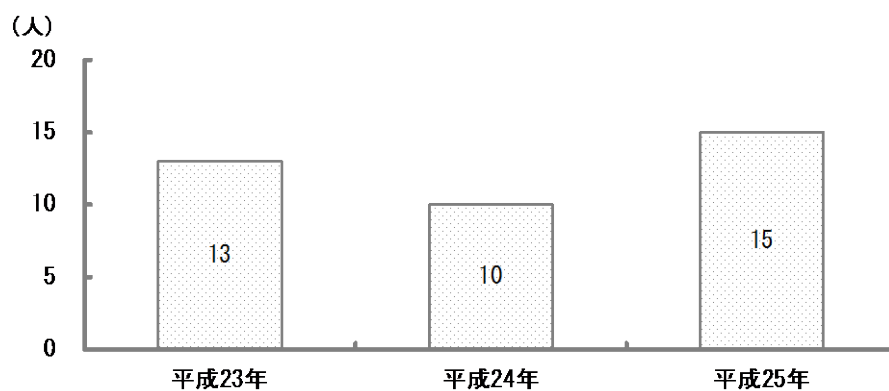
図：居宅療養管理指導の実施状況



表：介護予防居宅療養管理指導の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	13	10	15

図：介護予防居宅療養管理指導の実施状況





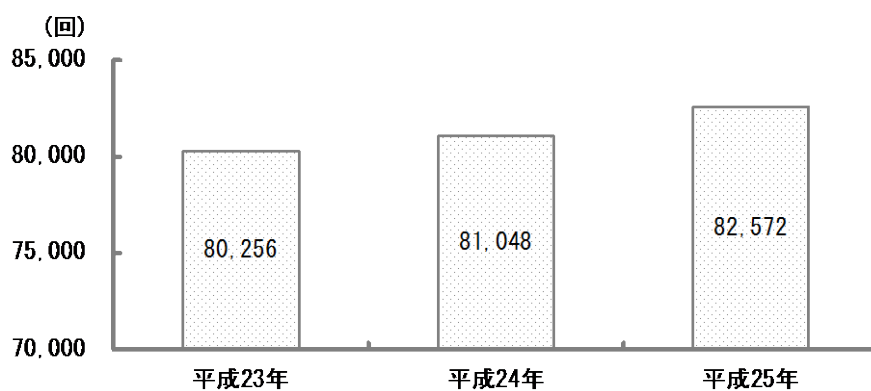
## ⑥ 通所介護（介護予防通所介護）

デイサービスセンターなどへ通う方に対して、入浴、食事の介護などを行います。

表：通所介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	657	673	686
利用回数（回/年）	80,256	81,048	82,572

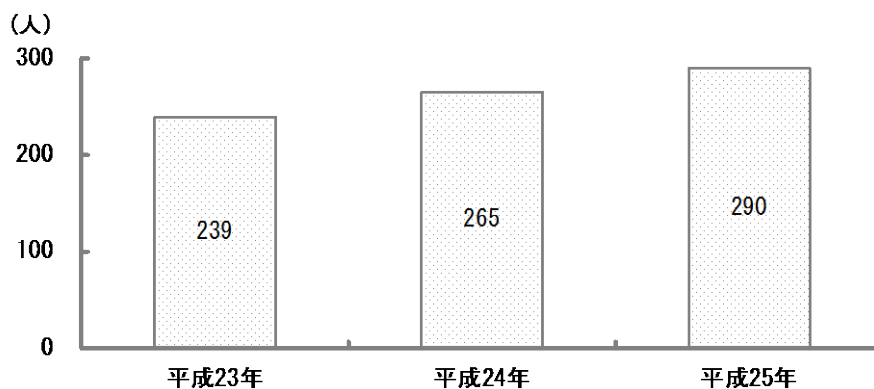
図：通所介護の実施状況



表：介護予防通所介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	239	265	290

図：介護予防通所介護の実施状況



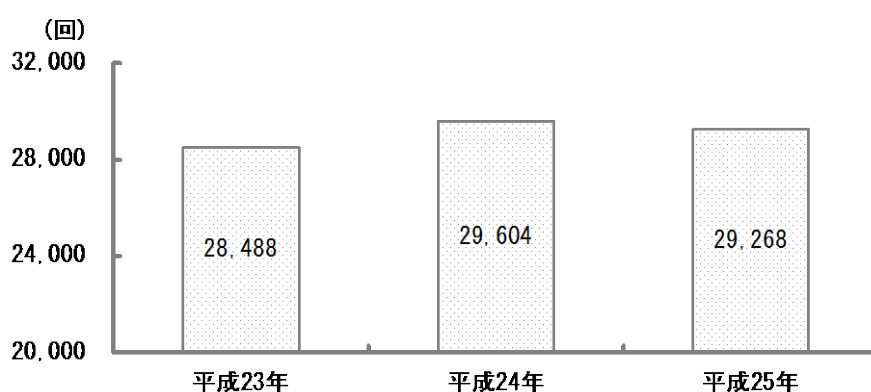
## ⑦ 通所リハビリ（介護予防通所リハビリ）

介護老人保健施設などへ通う方に対して、入浴、食事の介護や機能訓練などを行います。

表：通所リハビリテーションの実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	244	250	257
利用回数（回/年）	28,488	29,604	29,268

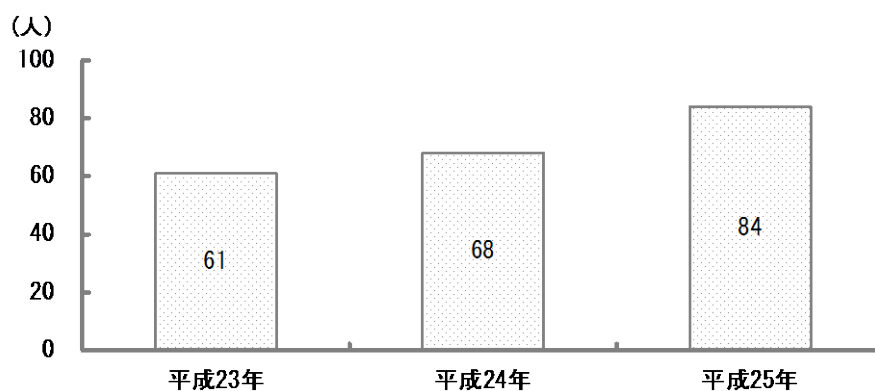
図：通所リハビリテーションの実施状況



表：介護予防通所リハビリテーションの実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	61	68	84

図：介護予防通所リハビリテーションの実施状況



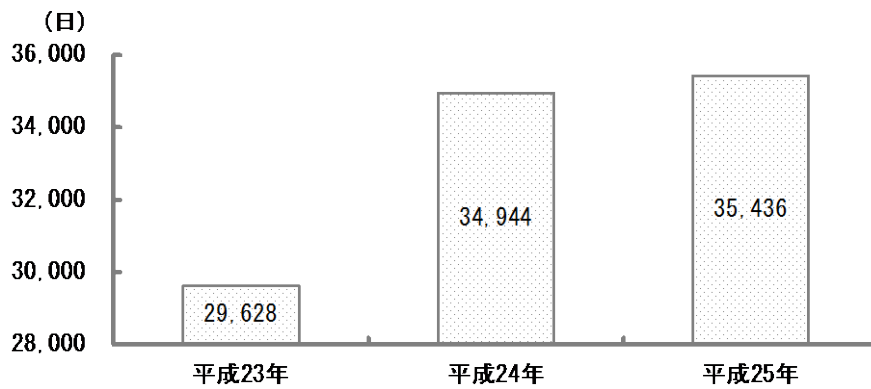
## ⑧ 短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの短期間入所者に食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護、機能訓練などを行います。

表：短期入所生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	276	287	289
利用日数（日/年）	29,628	34,944	35,436

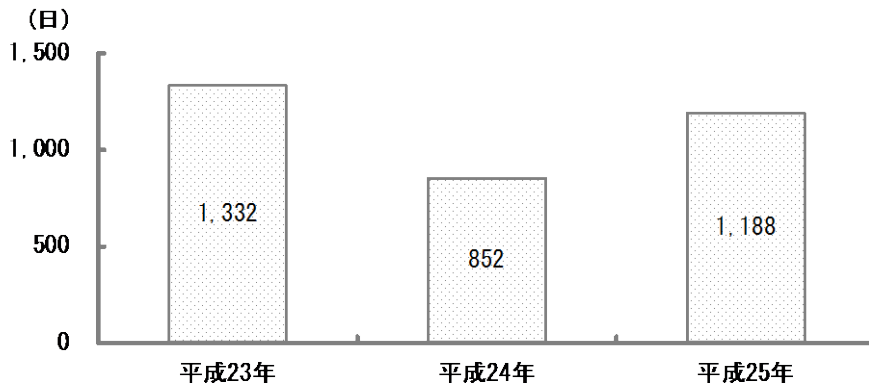
図：短期入所生活介護の実施状況



表：介護予防短期入所生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	15	17	24
利用日数（日/年）	1,332	852	1,188

図：介護予防短期入所生活介護の実施状況



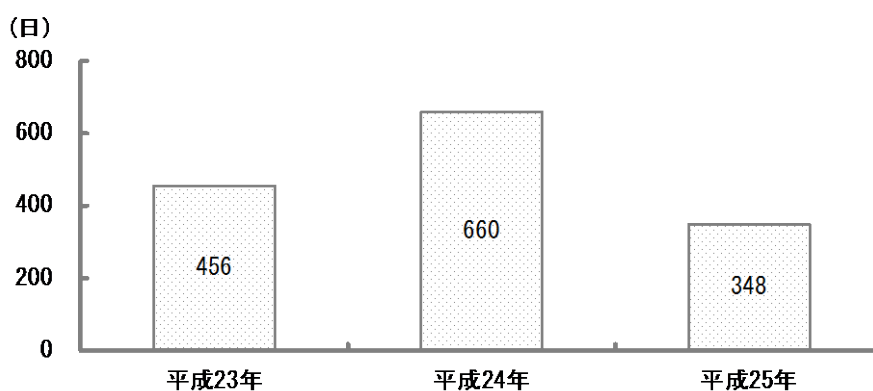
## ⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの短期間入所者に看護や医療的管理のもとで必要な医療および日常生活の介護を行います。

表：短期入所療養介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	5	7	3
利用日数（日/年）	456	660	348

図：短期入所療養介護の実施状況



表：介護予防短期入所療養介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	0	0	0
利用日数（日/年）	0	0	0

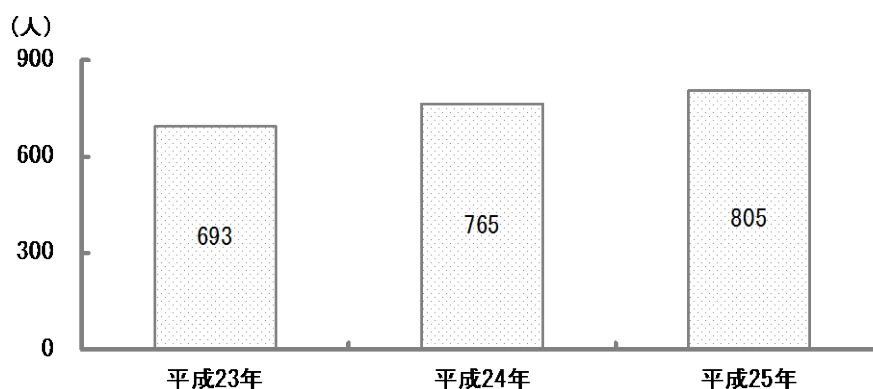
## ⑩ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

車いす、特殊寝台などを貸与します。

表：福祉用具貸与の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	693	765	805

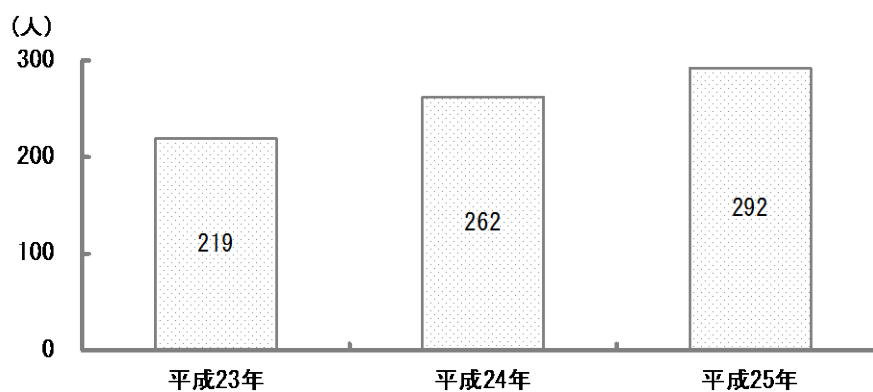
図：福祉用具貸与の実施状況



表：介護予防福祉用具貸与の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	219	262	292

図：介護予防福祉用具貸与の実施状況

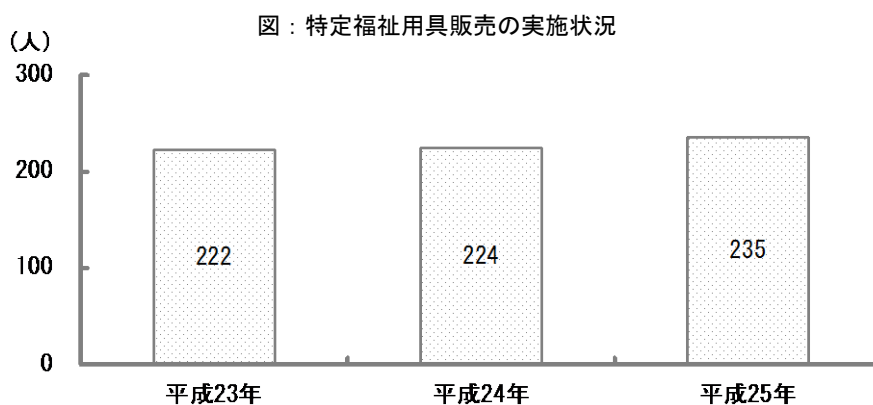


### ⑪ 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

家庭での日常生活上の便宜を図ります。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費を支給します。

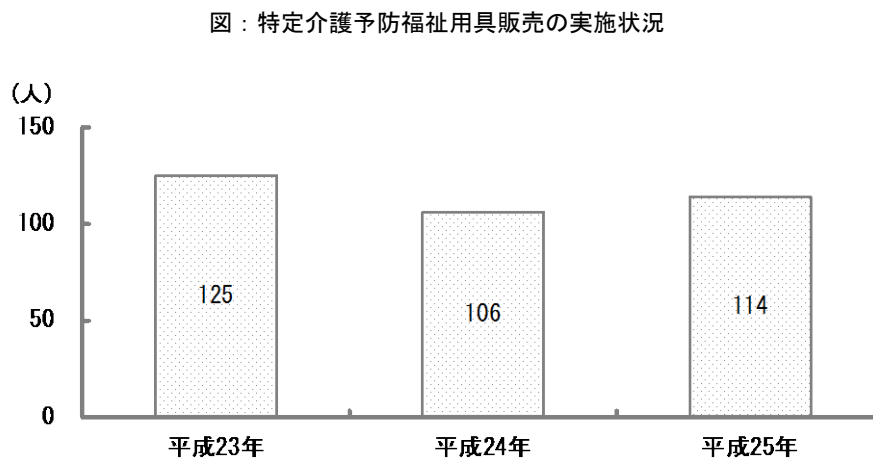
表：特定福祉用具販売の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/年）	222	224	235



表：特定介護予防福祉用具販売の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/年）	125	106	114

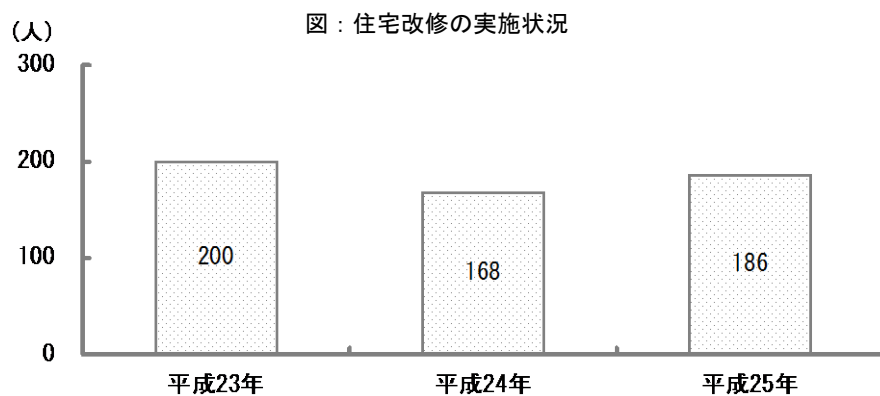


⑫ 住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費の支給）

手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。

表：住宅改修の実施状況

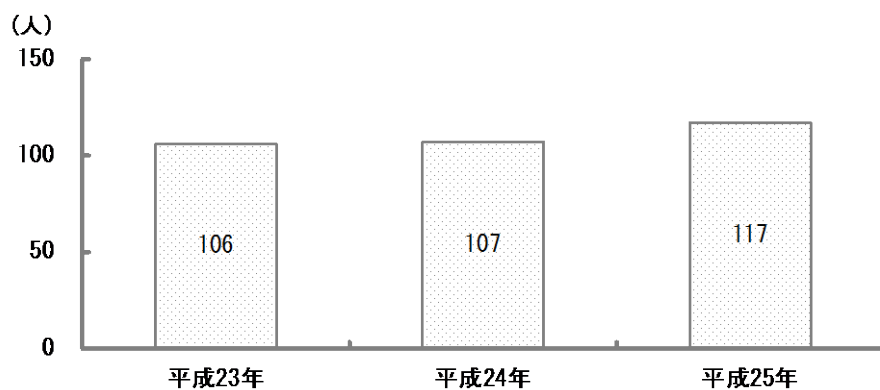
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/年）	200	168	186



表：介護予防住宅改修の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/年）	106	107	117

図：介護予防住宅改修の実施状況



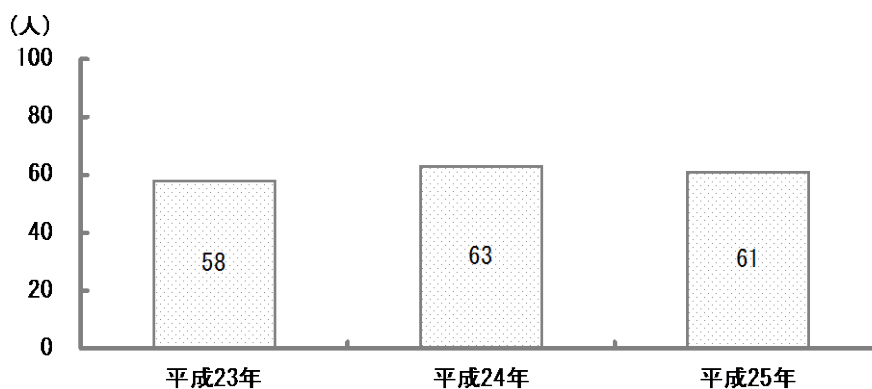
⑬ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

有料老人ホームなどの入居者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。

表：特定施設入居者生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	58	63	61

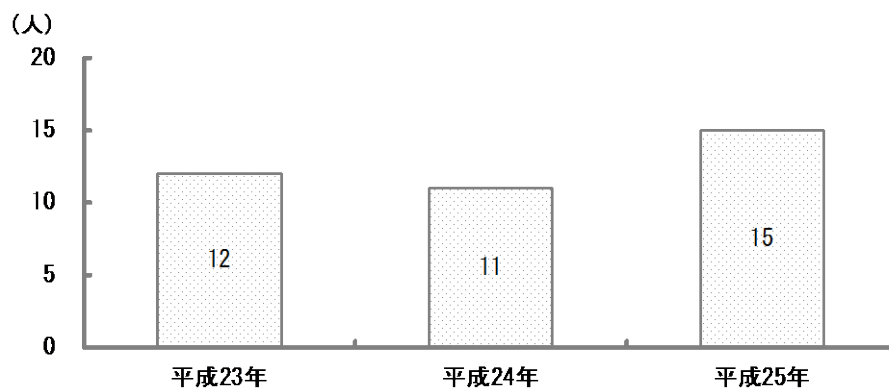
図：特定施設入居者生活介護の実施状況



表：介護予防特定施設入居者生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	12	11	15

図：介護予防特定施設入居者生活介護の実施状況





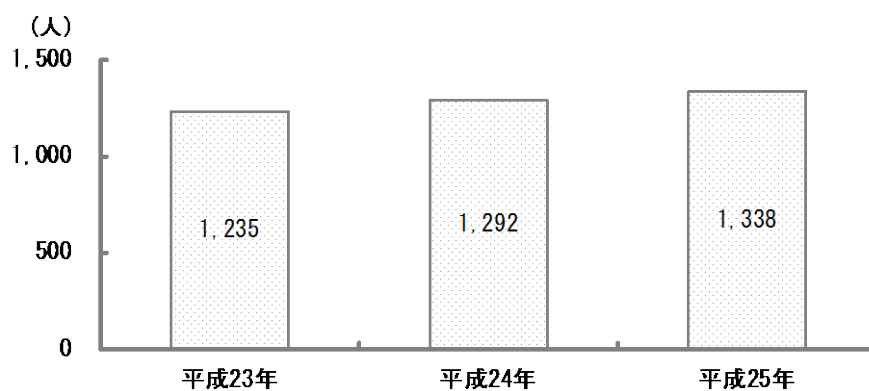
## ⑭ 居宅介護支援（介護予防支援）

ケアマネジャーがケアプランを作成します。

表：居宅介護支援の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	1,235	1,292	1,338

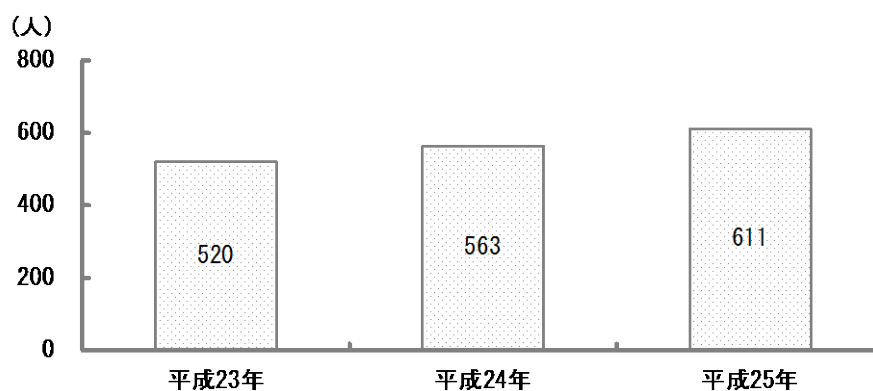
図：居宅介護支援の実施状況



表：介護予防居宅介護支援の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	520	563	611

図：介護予防居宅介護支援の実施状況





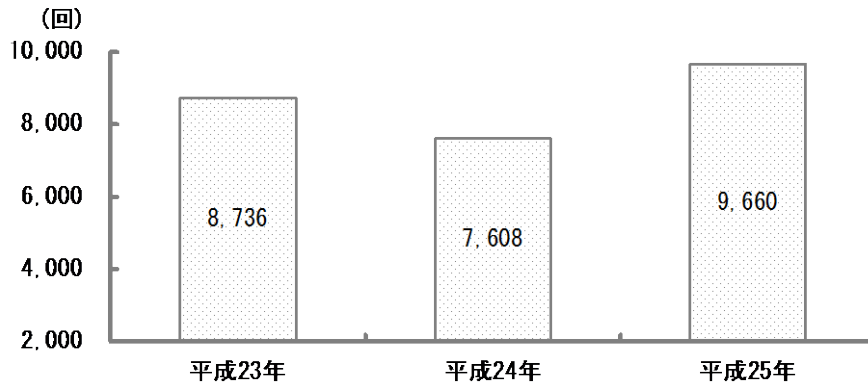
### ③ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

中程度の認知症状のある方に対して、施設へ通い、食事・入浴・排せつの援助や機能訓練などのサービスを行います。

表：認知症対応型通所介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	66	65	77
利用回数（回/年）	8,736	7,608	9,660

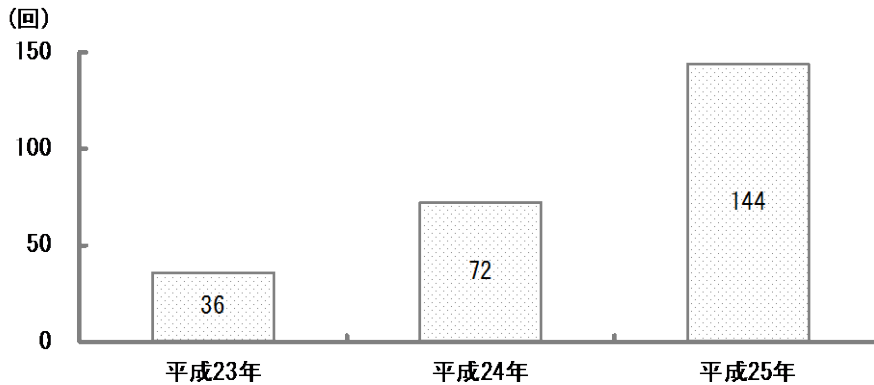
図：認知症対応型通所介護の実施状況



表：介護予防認知症対応型通所介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	1	2	2
利用回数（回/年）	36	72	144

図：介護予防認知症対応型通所介護の実施状況



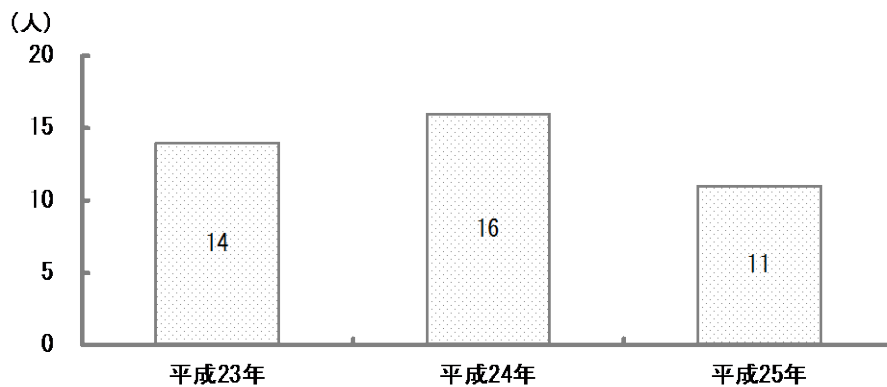
④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

当該事業所に登録した方を対象に「通い」を中心として、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。

表：小規模多機能居宅介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	14	16	11

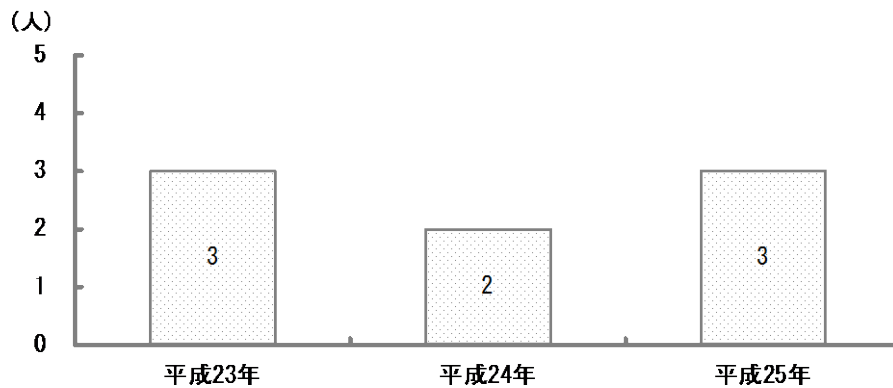
図：小規模多機能居宅介護の実施状況



表：介護予防小規模多機能居宅介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	3	2	3

図：介護予防小規模多機能居宅介護の実施状況



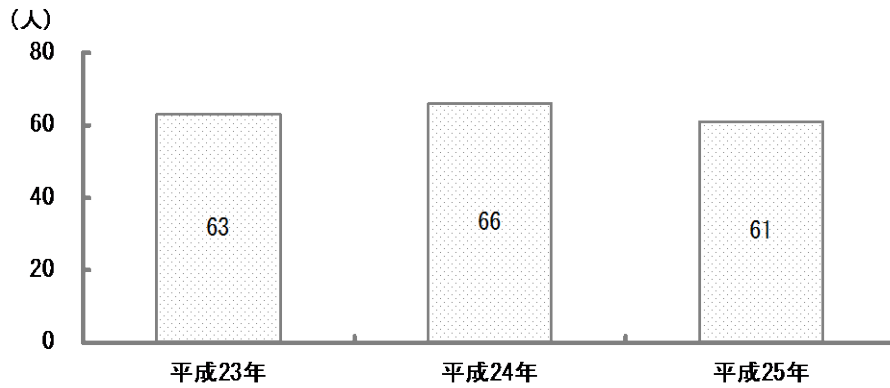
⑤ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

中程度の認知症状がある方に対して、介護や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を行います。

表：認知症対応型共同生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	63	66	61

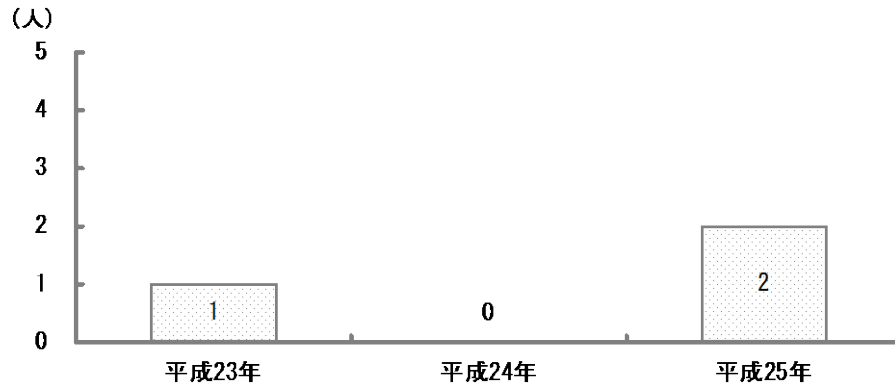
図：認知症対応型共同生活介護の実施状況



表：地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	1	0	2

図：地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況



## ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

身近な地域において、介護付きの有料老人ホームなどに入所している方に対し、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

表：地域密着型特定施設入居者生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	0	0	0

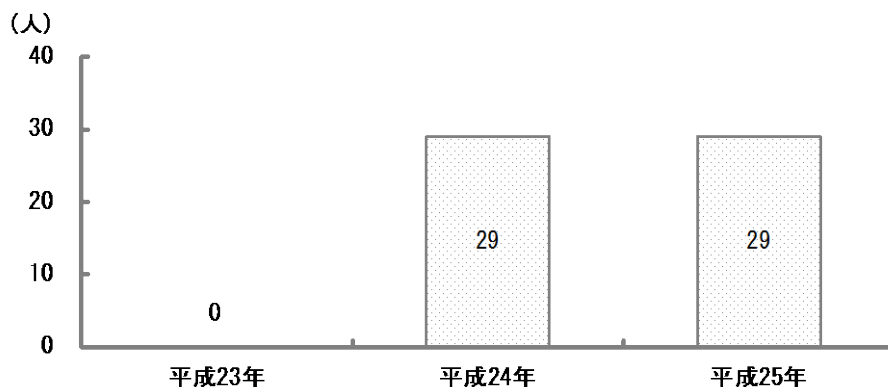
## ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

表：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	0	29	29

図：介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況



## ⑧ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療の補助のサービスを行います。

表：複合型サービスの実施状況

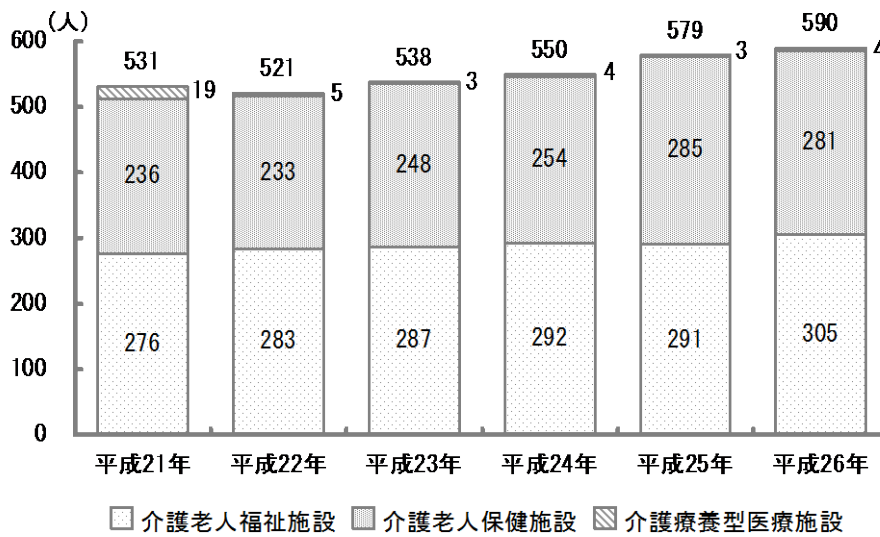
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数（人/月）	0	0	0

(3)

施設サービス

施設サービスの利用状況については、平成26年では590人となっており、年々増加傾向で推移しています。特に介護老人保健施設で増加しており、平成21年と比較すると平成26年では約1.2倍となっています。

図：施設サービス利用者数の推移



表：施設サービスの利用状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
介護老人福祉施設	276	283	287	292	291	305
介護老人保健施設	236	233	248	254	285	281
介護療養型医療施設	19	5	3	4	3	4
計	531	521	538	550	579	590

資料：各年9月末現在





(4)

## 保険給付費の状況

平成 25 年度の保険給付費は、居宅サービス費が 2,639,768 千円、地域密着型サービス費が 416,626 千円、施設サービス費が 1,782,140 千円となっており、給付費全体では 5,212,300 千円となっています。保険給付費の推移を見ると、給付費は年々増加傾向にあります。

表：保険給付費の推移

単位：千円

種 類	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居宅サービス費	1,985,558	2,098,920	2,246,217	2,471,754	2,639,768
居宅サービス	1,751,950	1,837,492	1,967,785	2,178,958	2,336,657
福祉用具購入費の支給	7,929	9,384	9,999	8,508	9,973
住宅改修費の支給	24,310	29,663	29,745	28,504	28,891
居宅介護支援	201,369	222,381	238,688	255,784	264,247
地域密着型サービス費	223,519	257,879	302,313	399,133	416,626
施設サービス費	1,595,500	1,598,588	1,642,321	1,721,523	1,782,140
特定入所者介護サービス費	190,275	205,309	215,350	247,607	268,302
高額介護サービス費	60,868	65,892	78,382	92,475	101,229
審査支払手数料	5,045	4,400	4,511	4,793	4,235
計	4,060,765	4,230,988	4,489,094	4,937,285	5,212,300

## 2

## 地域支援事業の現状

## (1)

## 介護予防事業

## ①二次予防事業対象者把握事業

平成 25 年度の二次予防事業対象者は、4,276 人となっており、平成 23 年度からは 375 人減少しています。

表：二次予防事業対象者把握事業の実施状況

単位：人

事業	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
65 歳以上人口	23,712	23,573	24,592
基本チェックリスト送付数	19,772 (83.4%)	20,133 (85.4%)	21,082 (85.7%)
基本チェックリスト実施者数	13,353 (56.3%)	12,719 (54.0%)	13,148 (53.5%)
二次予防事業対象者	4,651 (19.6%)	4,069 (17.3%)	4,276 (17.4%)

※ ( ) は、65 歳以上人口に対する割合です。

## ②通所型介護予防教室

二次予防事業対象者に、運動器機能向上は、委託先介護予防事業者、接骨院、フィットネスクラブで実施しており、栄養改善・口腔機能向上、楽口楽食元気教室は、保健センターで実施しております。

表：通所型介護予防教室の実施状況

単位：人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
二次予防事業対象者	4,651 (19.6%)	4,069 (17.3%)	4,276 (17.4%)
介護予防事業参加者	106 (0.4%)	96 (0.4%)	161 (0.7%)
運動器機能向上	78	75	146
楽口楽食元気教室	28	21	15

※ ( ) は、65 歳以上人口に対する割合です。

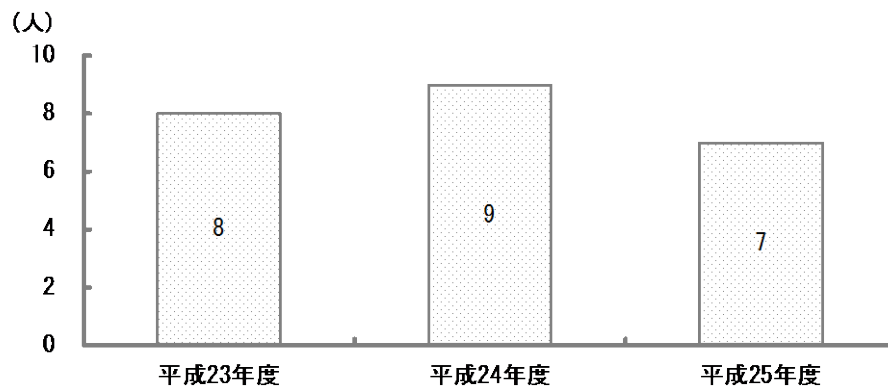
  
**(2)****任意事業****○徘徊高齢者家族支援サービス**

現在位置を特定し介護者に通報する位置探索システム専用端末機を貸し出します。

表：徘徊高齢者家族支援サービスの実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	8	9	7

図：徘徊高齢者家族支援サービスの実施状況



### 3 福祉サービスの現状

#### (1) 在宅福祉サービス

##### ①生活支援事業

生活支援事業は、介護保険の要介護認定を受けていない高齢者を対象とします。

生活支援訪問事業は、食事、洗濯、掃除などの世話のためホームヘルパーを派遣するもので、江南市社会福祉協議会への委託により実施しています。

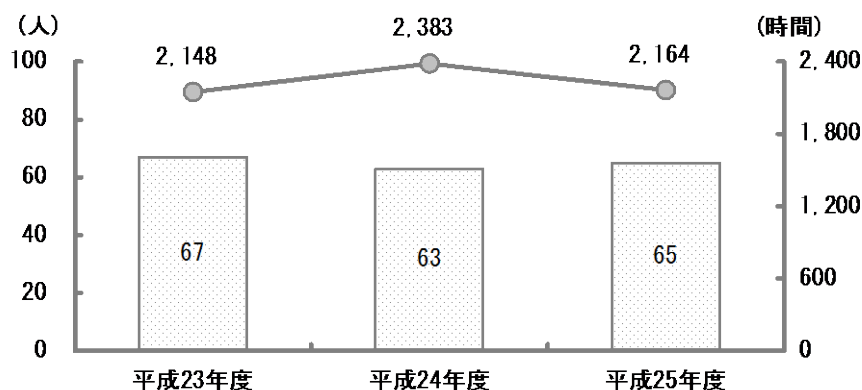
生活支援通所事業は、老人福祉センターなどへ送迎して食事、入浴、健康チェック、日常動作訓練などを行っています。

生活支援短期宿泊事業は、家族が一時的に世話できない場合に、養護老人ホーム「ジョイフルむつみ」で短期間お預かりします。

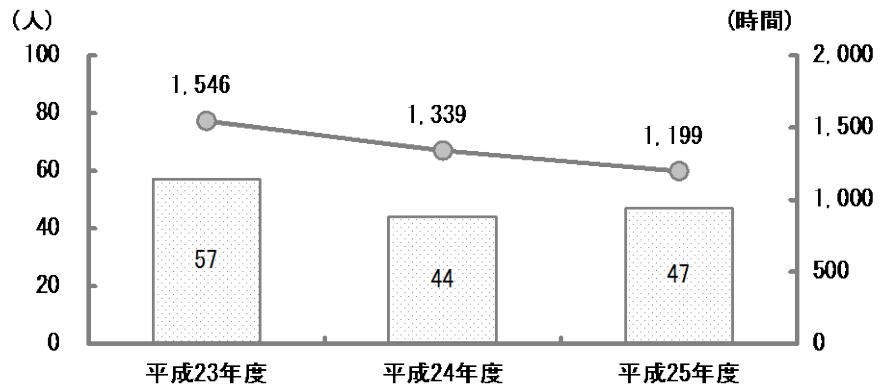
表：生活支援事業の実施状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活支援訪問事業	利用者数 (人)	67	63	65
	利用時間数 (時間)	2,148	2,383	2,164
生活支援通所事業	利用者数 (人)	57	44	47
	延利用日数 (日)	1,546	1,339	1,199
生活支援短期宿泊事業	利用者数 (人)	2	4	2
	利用日数 (日)	48	53	10

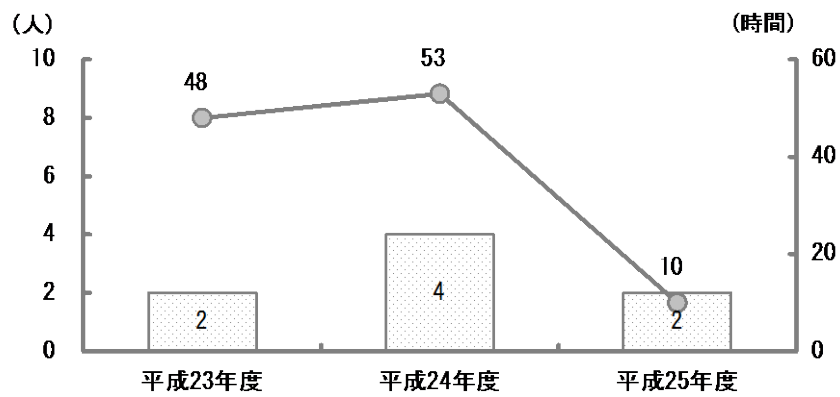
図：生活支援訪問事業の実施状況



図：生活支援通所事業の実施状況



図：生活支援短期宿泊事業の実施状況



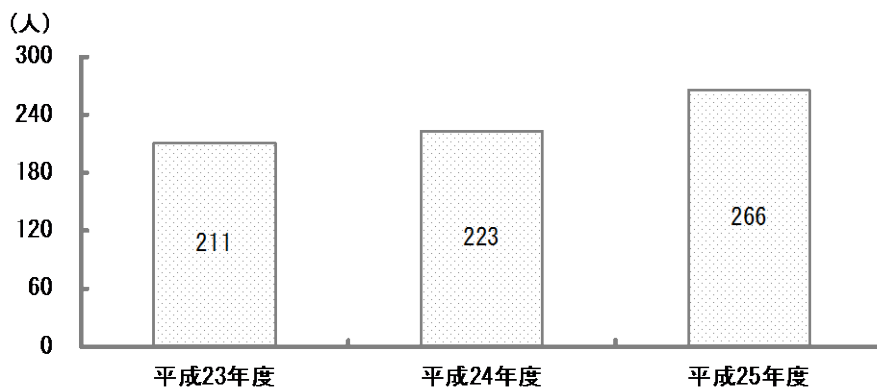
## ②訪問理髪等

要介護3、4、5と認定された高齢者の方などに対して、年6回理容師等が家庭を訪問して理髪等を行います。

表：訪問理髪等の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	211	223	266

図：訪問理髪等の実施状況



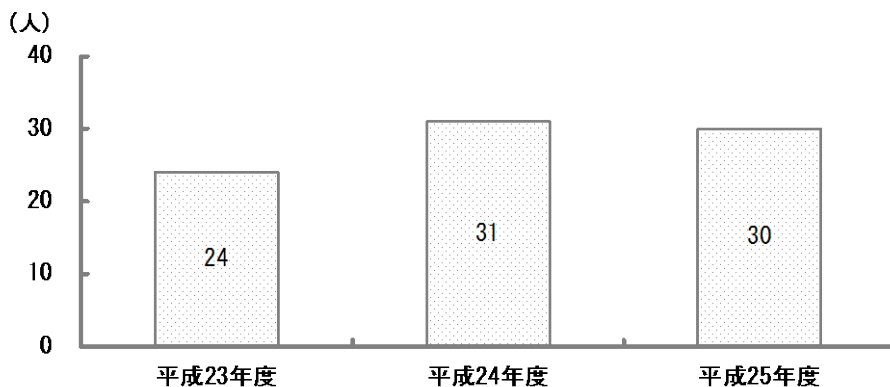
## ③寝具洗濯

ひとり暮らしの方や要介護3、4、5と認定された在宅の高齢者で所得の低い方に対して、年2回(毎年7月、12月)寝具の洗濯を行います。

表：寝具洗濯の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	24	31	30

図：寝具洗濯の実施状況



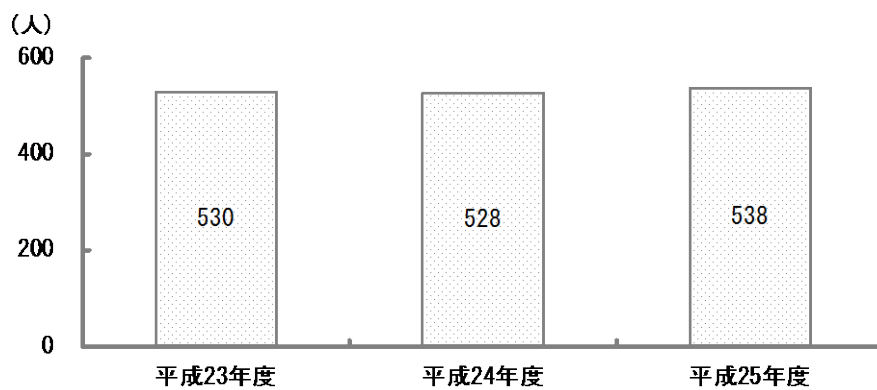
#### ④在宅ねたきり老人等介護慰労

要介護3、4、5と認定された高齢者の方を在宅で介護している家族の方に対して、月額2,000円を、年2回に分けて支給します。

表：在宅ねたきり老人等介護慰労の実施状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用人数	530	528	538

図：在宅ねたきり老人等介護慰労の実施状況



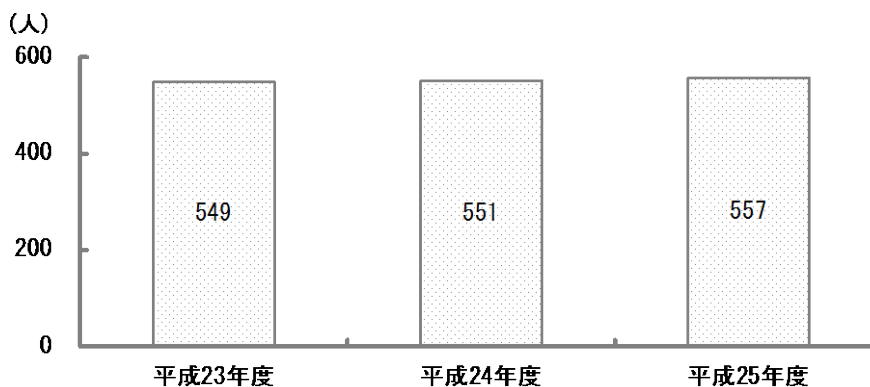
#### ⑤在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費用助成

要介護3、4、5と認定された在宅の高齢者で紙おむつが必要な方に対して、月額2,500円の紙おむつ購入助成券を、年2回に分けて支給します。

表：在宅ねたきり老人等紙おむつ購入助成券の利用状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用人数	549	551	557

図：在宅ねたきり老人等紙おむつ購入助成券の利用状況



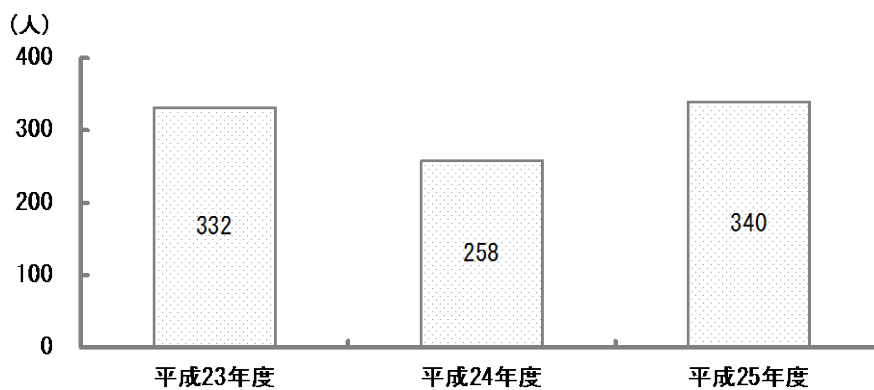
## ⑥給食サービス

ひとり暮らしの方や高齢者世帯で支援を必要とする方に対して、月曜日から金曜日までの週5日以内で委託業者が昼食又は夕食を届けます。

表：給食サービスの実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	332	258	340

図：給食サービスの実施状況



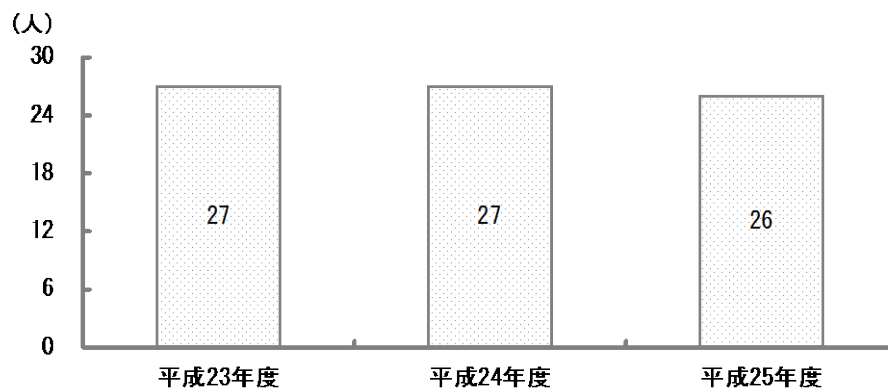
## ⑦福祉電話の設置

所得が低く電話のないひとり暮らしの高齢者の方などに対して、電話を貸与し、毎月の基本料を補助します。

表：福祉電話の設置の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	27	27	26

図：福祉電話の設置の実施状況





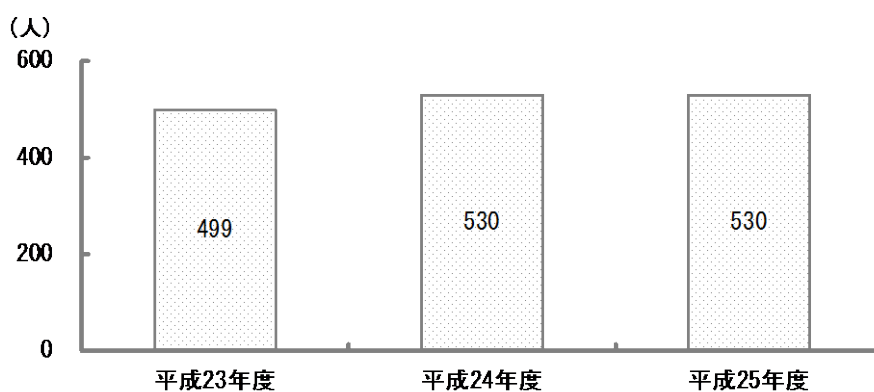
## ⑧緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者の方などに対して、万一の場合に備えて緊急通報装置を設置します。

表：緊急通報装置の設置の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	499	530	530

図：緊急通報装置の設置の実施状況



## ⑨日常生活用具の給付

ひとり暮らしの高齢者の方が安全に過ごすことができるよう、必要な方に電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。

表：日常生活用具の給付の実施状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付 件数	電磁調理器	1	3	8
	自動消火器	1	2	3
	火災報知器	6	0	0

## ⑩リフォームヘルパー派遣

日常生活をする上で支障のある方及び身体に障害のある方のみえる家庭で、住宅等の改善を希望する方に対し、建築士、作業療法士などが訪問し住宅改善の相談に応じます。

表：リフォームヘルパー派遣の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	0	0	0

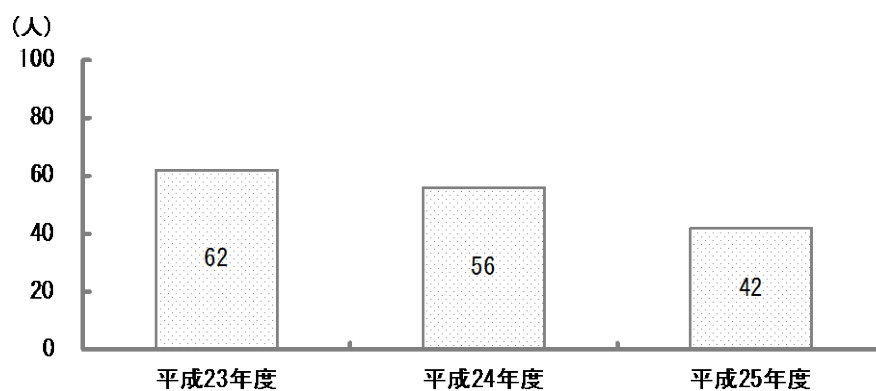
## ⑪高齢者住宅改善助成

自宅で生活する上で介護を必要とする方で、生計中心者の所得税額が 14 万円以下の世帯に対し、住宅改善のための費用 12 万円を限度として助成します。

表：高齢者住宅改善助成の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	62	56	42

図：高齢者住宅改善助成の実施状況



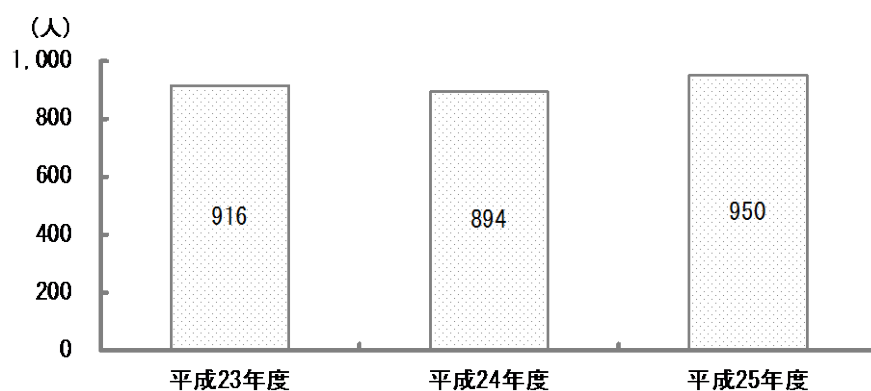
## ⑫タクシー料金の助成

85歳以上の方に対し、中型タクシー基本料金相当額の助成券を1人あたり年間48枚交付します。

表：タクシー料金の助成の実施状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用人数	916	894	950

図：タクシー料金の助成の実施状況



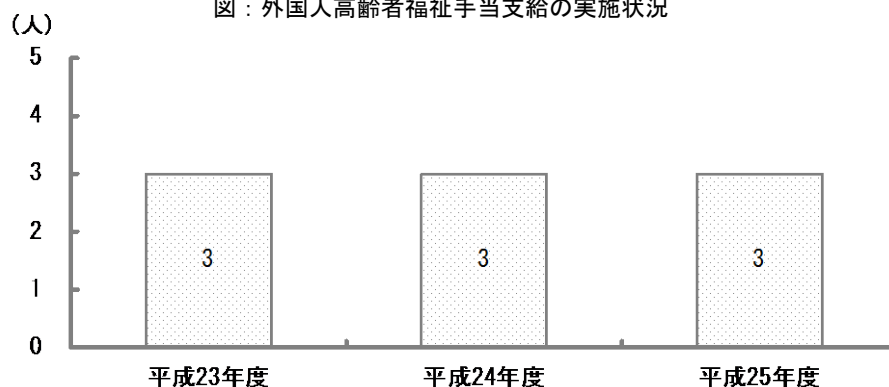
## ⑬外国人高齢者福祉手当支給

国民年金に加入できなかった外国人の高齢者の方に対し、月額10,000円の手当を支給します。

表：外国人高齢者福祉手当支給の実施状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用人数	3	3	3

図：外国人高齢者福祉手当支給の実施状況



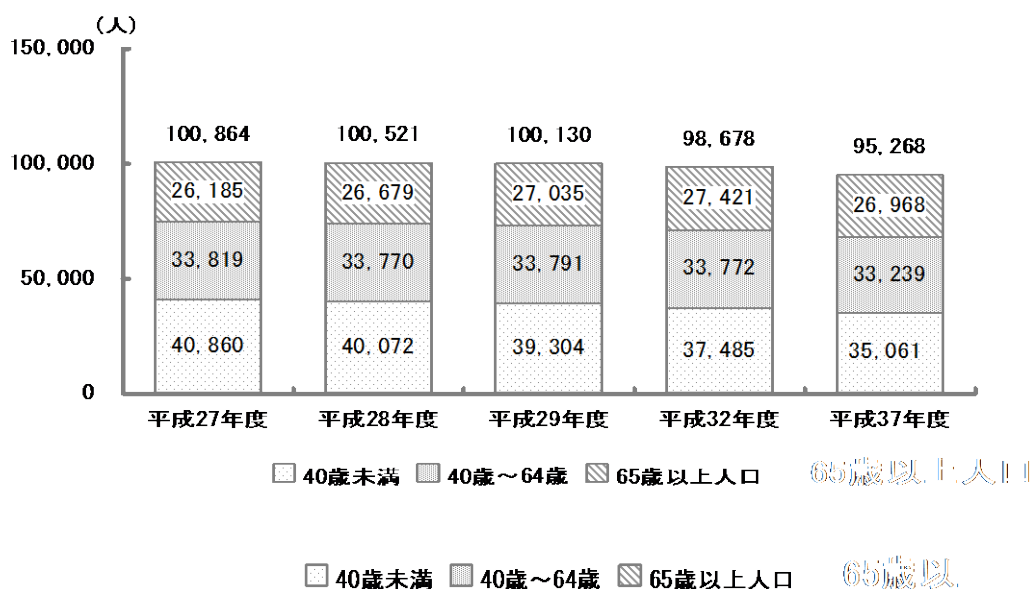
# 第4章 計画の基本指標

## 1 推計人口

将来推計人口は、過去5年間の実績人口をもとに、コーホート変化率法により推計します。

65歳以上の高齢者は、第6期期間中である平成29年度には27,035人で高齢化率27.0%、平成37年度には26,968人で高齢化率28.3%と推計します。

図：推計人口の推移



表：推計人口の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口	100,864	100,521	100,130	98,678	95,268
40歳～64歳	33,819	33,770	33,791	33,772	33,239
65歳以上人口	26,185	26,679	27,035	27,421	26,968
前期高齢者 (65歳～74歳)	14,518	14,350	14,072	13,040	10,457
後期高齢者(75歳以上)	11,667	12,329	12,963	14,381	16,511
高齢化率	26.0%	26.5%	27.0%	27.8%	28.3%

## 2 推計要介護認定者数

認定率の推移より平成 21 年以降の平均（各年 9 月の平均）、直近値（平成 25 年 9 月）、回帰式を利用して、平成 27～29 年度、平成 32、37 年度までの認定者数を推計しました（この推計を自然体といいます）。

また、長期入院している精神障害者（約半数が 65 歳以上の高齢者）が、地域生活へ移行できるよう具体的方策の今後の方向性が取りまとめられました。退院後は、介護保険サービスを利用することも考えられることから、要介護認定者の数を勘案し、計画期間各年度における要介護認定者数を推計しました。

表：自然体による要介護認定者数の推計

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援 1	504	528	549	596	662
要支援 2	535	559	580	628	694
要介護 1	701	732	761	824	910
要介護 2	606	633	659	712	786
要介護 3	458	479	498	541	599
要介護 4	514	551	588	687	857
要介護 5	357	372	386	416	456
計	3,675	3,854	4,021	4,404	4,964

表：退院見込長期在院高齢精神障害者数

単位：人

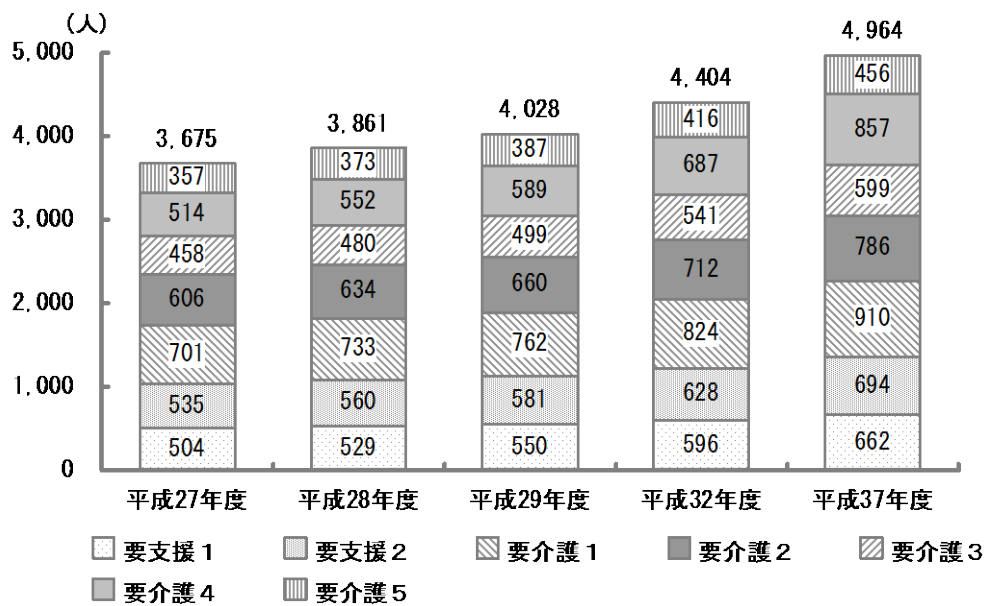
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	—	1	1
要支援 2	—	1	1
要介護 1	—	1	1
要介護 2	—	1	1
要介護 3	—	1	1
要介護 4	—	1	1
要介護 5	—	1	1
計	—	7	7

表：要介護認定者数の推計

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	504	529	550	596	662
要支援2	535	560	581	628	694
要介護1	701	733	762	824	910
要介護2	606	634	660	712	786
要介護3	458	480	499	541	599
要介護4	514	552	589	687	857
要介護5	357	373	387	416	456
計	3,675	3,861	4,028	4,404	4,964

表：要介護認定者数の推計



## 3

## 日常生活圏域

介護保険事業計画は、住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、市内をいくつかに分けて「生活圏域」を定めることが必要です。

本市の生活圏域は、65歳以上人口や要介護認定者数の状況を考慮して、第6期計画においても、引き続き3圏域を設定しています。

表：日常生活圏域の人口、65歳以上人口

単位：人

圏域	人口		65歳以上の人口		中学校区
		構成比		構成比	
北部圏域	33,496	33.1%	8,818	35.2%	宮田・北部
中部圏域	34,648	34.2%	8,151	32.5%	古知野
南部圏域	33,190	32.7%	8,081	32.3%	布袋・西部
計	101,334	100.0%	25,050	100.0%	

平成26年2月末現在

表：日常生活圏域の要介護認定者数

単位：人

圏域	要介護認定者	
		構成比
北部圏域	1,353	40.0%
中部圏域	937	27.7%
南部圏域	1,038	30.7%
住所地特例	54	1.6%
計	3,382	100.0%

平成26年2月末現在

※ 住所地特例とは、被保険者が他の市町村の介護保険施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合に、元の住所地（施設入所直前）の市町村の介護保険被保険者となることをいいます。

## 第5章 介護保険対象サービスの必要量の見込

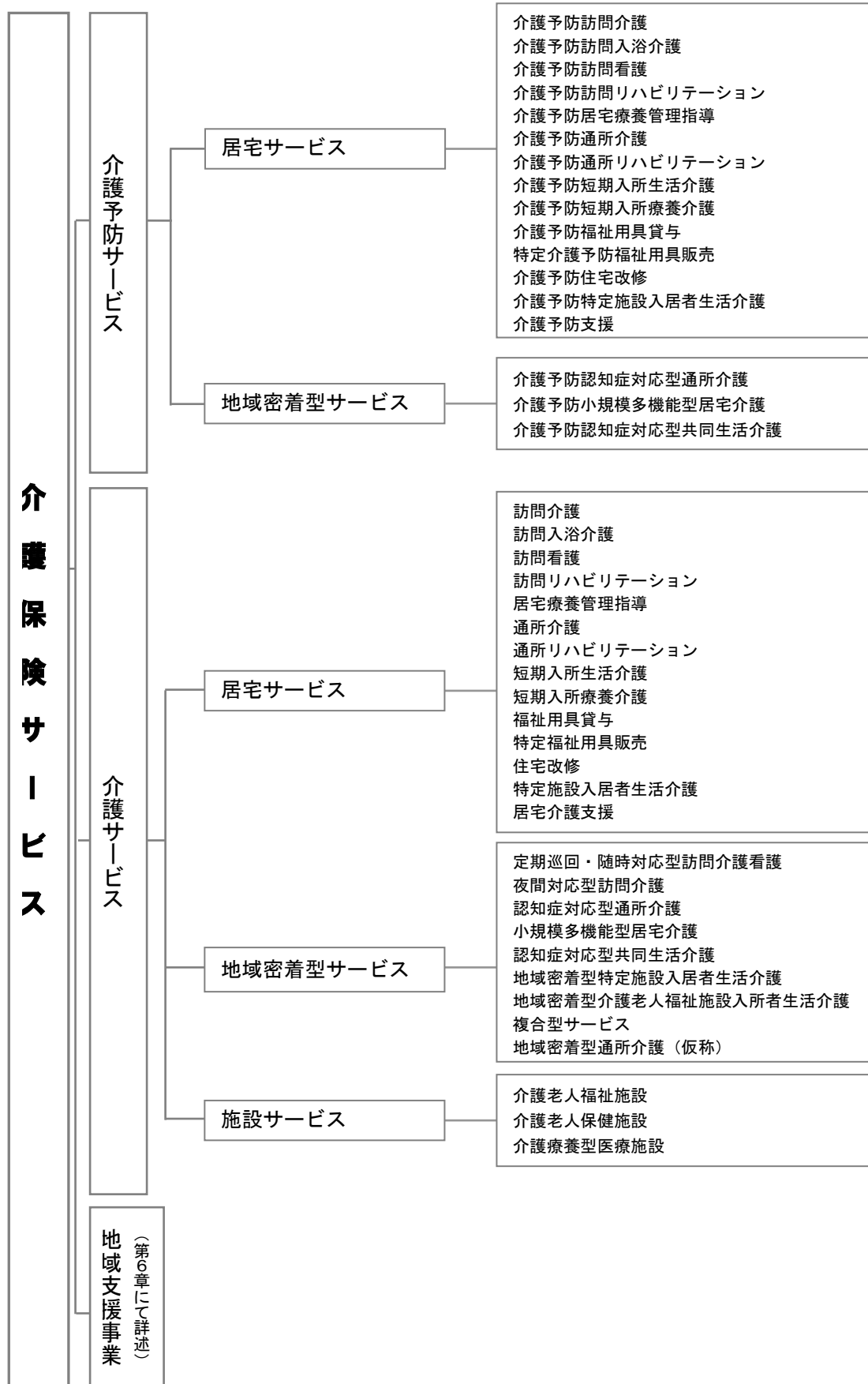
### 1 介護保険事業の実施方針

本計画の基本理念を実現するためには、市民、サービス事業者、行政が一体となって必要量に対応したサービスの供給を図ることが重要です。介護保険事業の運営に関して国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示していることから、本市の介護保険事業は、この指針に掲げられた介護給付対象サービス及び地域支援事業を基本として実施していきます。

計画期間中は、本市独自の支給限度基準額の上乗せ、市町村特別給付は行わず、介護保険対象外のサービスについては、福祉サービスとして実施していきます。



【介護保険サービス事業の体系】



## 2 サービス利用者数の見込

### (1) 居宅サービス対象者数・施設サービス利用者数 ●●●●

推計した要介護認定者数から、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設と地域密着型介護老人福祉施設、居住系サービスの認知症対応型共同生活介護、介護専用型の特定施設入居者生活介護を含む施設・居住系サービス利用者数を除いて居宅サービス対象者を算出します。

表：推計要介護認定者数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	504	529	550
要支援 2	535	560	581
要介護 1	701	733	762
要介護 2	606	634	660
要介護 3	458	480	499
要介護 4	514	552	589
要介護 5	357	373	387
計	3, 675	3, 861	4, 028

表：推計施設サービス利用者数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	7	7	7
要支援 2	8	8	8
要介護 1	80	82	83
要介護 2	169	171	172
要介護 3	178	180	182
要介護 4	234	237	240
要介護 5	171	175	179
計	847	860	871





(3)

## 施設・居住系サービス利用者の推計 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 26 年 6 月の利用状況に、新たな施設開設に伴う増加見込みと、それ以外の理由（自然増減）を加味して推計しました。

新たな施設開設に関しては、地域密着型介護老人福祉施設を、平成 28 年度末の開設に向けて調整を進め、要介護 3 以上の方の待機解消に向けて見込んでいます。

### ①介護予防サービス（要支援 1、2）

要支援 1・2の方は、在宅で生活される方が大半を占めているため、増減は見込んでおりません。

### ②介護サービス（要介護 1～5）

#### (ア) 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）

新たな施設開設の予定はありません。自然増加（+4人）を見込みました。

#### (イ) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム 1ユニット9人）

新たな施設開設の予定はありません。定員まで自然増加（+4人）を見込みました。

#### (ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護（市内に該当施設はありません。）

新たな増減は見込んでおりません。

#### (エ) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム 定員 29人）

平成 28 年度末に 1 施設が開設に向けて調整中であることから、平成 29 年度に +29 人（稼働率 100%）を見込みました。

#### (オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

新たな施設開設の予定はありません。自然増加（+4人）を見込みました。

(カ) 介護老人保健施設

新たな施設開設の予定はありません。

③施設・居住系サービス等の整備計画一覧表

施設種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小規模特別養護老人ホーム		1 施設 (29 人以下)	

《参考》

○日常生活圏域別施設整備状況（平成 26 年 10 月）

	施設合計	北部圏域	中部圏域	南部圏域
有料老人ホーム	2 施設 定員 64 人	1 施設	1 施設	
グループホーム	7 施設 定員 81 人	2 施設うち 1 施設は 2 ユニット	2 施設うち 1 施設は 2 ユニット	3 施設
小規模特別養護老人ホーム	1 施設 定員 29 人	1 施設		
特別養護老人ホーム	5 施設 定員 350 人	5 施設		
介護老人保健施設	2 施設 定員 258 人	1 施設		1 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設		1 施設	1 施設

※小規模多機能型居宅介護は、施設・居住系サービスではありませんが、参考のため掲載します。



### ③ 介護予防訪問看護

介護予防訪問看護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 9 人、年利用回数が 1,668 回、平成 29 年度においては利用者数が 13 人、年利用回数が 2,412 回になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	9	11	13
必要量 (回/年)	1,668	2,040	2,412

### ④ 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションのサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 29 人、年利用回数が 4,020 回、平成 29 年度においては利用者数が 50 人、年利用回数が 6,936 回になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	29	38	50
必要量 (回/年)	4,020	5,268	6,936

### ⑤ 介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 23 人、平成 29 年度においては利用者数が 44 人になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	23	32	44

## ⑥ 介護予防通所介護

介護予防通所介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 401 人、平成 28 年度においては利用者数が 512 人になると見込みました。なお、平成 29 年度からは地域支援事業に移行するため、利用者数は 315 人に減る見込みです。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	401	512	315

## ⑦ 介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションのサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 125 人、平成 29 年度においては利用者数が 183 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	125	154	183

## ⑧ 介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 42 人、年利用日数が 2,532 日、平成 29 年度においては利用者数が 82 人、年利用日数が 5,076 日になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	42	62	82
必要量（日／年）	2,532	3,756	5,076



## ⑨ 介護予防短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護のサービス必要量については、サービス必要量については、第5期の計画期間中、利用者数が0人であったことから、利用者数を0人と見込みました。

### ○第6期の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	0	0	0
必要量（日／年）	0	0	0

## ⑩ 介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与のサービス必要量については、平成27年度においては利用者数が321人、平成29年度においては利用者数が348人になると見込みました。

### ○第6期の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	321	335	348

## ⑪ 介護予防特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売については、平成27年度においては年利用者数が144人、平成29年度においては年利用者数が192人になると見込みました。

### ○第6期の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／年）	144	168	192

## ⑫ 介護予防住宅改修

介護予防住宅改修については、平成 27 年度においては年利用者数が 156 人、平成 29 年度においては年利用者数が 204 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／年）	156	180	204

## ⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度から平成 29 年度までの利用者数が 14 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	14	14	14

## ⑭ 介護予防支援

介護予防支援のサービス量については、平成 27 年度においては利用者数が 682 人、平成 29 年度においては利用者数が 661 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	682	720	661

  
**(2)****地域密着型介護予防サービス** ●●●●●●●●●●**① 介護予防認知症対応型通所介護**

介護予防認知症対応型通所介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 3 人、年利用回数が 144 回、平成 29 年度においては利用者数が 5 人、年利用回数が 240 回になると見込みました。

○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	3	4	5
必要量 (回/年)	144	192	240

**② 介護予防小規模多機能型居宅介護**

介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 14 人、平成 29 年度においては利用者数が 40 人になると見込みました。

○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	14	27	40

**③ 介護予防認知症対応型共同生活介護**

介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度から平成 29 年度までの利用者数が 1 人になると見込みました。

○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	1	1	1



### ③ 訪問看護

訪問看護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 123 人、年利用回数が 14,664 回、平成 29 年度においては利用者数が 174 人、年利用回数が 18,408 回になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	123	148	174
必要量 (回/年)	14,664	16,776	18,408

### ④ 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションのサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 114 人、年利用回数が 11,796 回、平成 29 年度においては利用者数が 211 人、年利用回数が 14,892 回になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	114	163	211
必要量 (回/年)	11,796	13,272	14,892

### ⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 218 人、平成 29 年度においては利用者数が 304 人になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	218	259	304

## ⑥ 通所介護

通所介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 805 人、年利用回数が 101,966 回、平成 29 年度においては利用者が 756 人、年利用回数が 98,904 回になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	805	733	756
必要量 (回/年)	101,966	95,270	98,904

## ⑦ 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションのサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 312 人、年利用回数が 36,276 回、平成 29 年度においては利用者が 396 人、年利用回数が 43,872 回になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	312	354	396
必要量 (回/年)	36,276	40,260	43,872

## ⑧ 短期入所生活介護

短期入所生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 340 人、年利用日数が 42,024 日、平成 29 年度においては利用者数が 408 人、年利用日数が 52,224 日になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	340	373	408
必要量 (日/年)	42,024	46,704	52,224

### ⑨ 短期入所療養介護

短期入所療養介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 6 人、年利用日数が 672 日、平成 29 年度においては利用者数が 10 人、年利用日数が 1,128 日になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	6	8	10
必要量 (日/年)	672	900	1,128

### ⑩ 福祉用具貸与

福祉用具貸与のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 894 人、平成 29 年度においては利用者が 950 人になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	894	924	950

### ⑪ 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売については、平成 27 年度においては年利用人数が 252 人、平成 29 年度においては年利用人数が 324 人になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/年)	252	288	324

## ⑫ 住宅改修

住宅改修については、平成 27 年度においては年利用人数が 408 人、平成 29 年度においては年利用人数が 456 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／年）	408	432	456

## ⑬ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 89 人、平成 29 年度においては利用者数が 97 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	89	93	97

## ⑭ 居宅介護支援

居宅介護支援のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 1,465 人、平成 29 年度においては利用者数が 1,805 人になると見込みました。

### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	1,465	1,529	1,805





#### ④ 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 29 人、平成 29 年度においては利用者数が 74 人になると見込みました。

##### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	29	51	74

#### ⑤ 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 78 人、平成 29 年度においては利用者が 80 人になると見込みました。

##### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	78	80	80

#### ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

市内にサービス提供事業所がなく、第 5 期の計画期間中、利用者数が 0 人であったことから、平成 27 年度から平成 29 年度までのサービス必要量は見込みません。

##### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	0	0	0

### ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス必要量については、平成 27 年度においては利用者数が 29 人、平成 29 年度においては利用者が 58 人になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	29	29	58

### ⑧ 複合型サービス

近隣でのサービス提供事業所がないことから、平成 27 年度から平成 29 年度までのサービス必要量は見込みません。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	0	0	0

### ⑨ 地域密着型通所介護（仮称）

第 6 期介護保険事業計画から創設された新たなサービスです。平成 28 年度においては利用者数が 147 人、年利用回数が 1,519 回、平成 29 年度においては利用者数が 159 人、年利用回数が 1,586 回になると見込みました。

#### ○第 6 期の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）		147	159
必要量（回／年）		1,519	1,586



## 第6章 地域支援事業

### 1 地域支援事業の実施方針

団塊の世代が後期高齢者になる平成37年度を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活するためには、健康な状態から介護が必要な状態に至るまで、それぞれの身体状態に合わせた切れ目のないサービスが提供されることが必要となります。

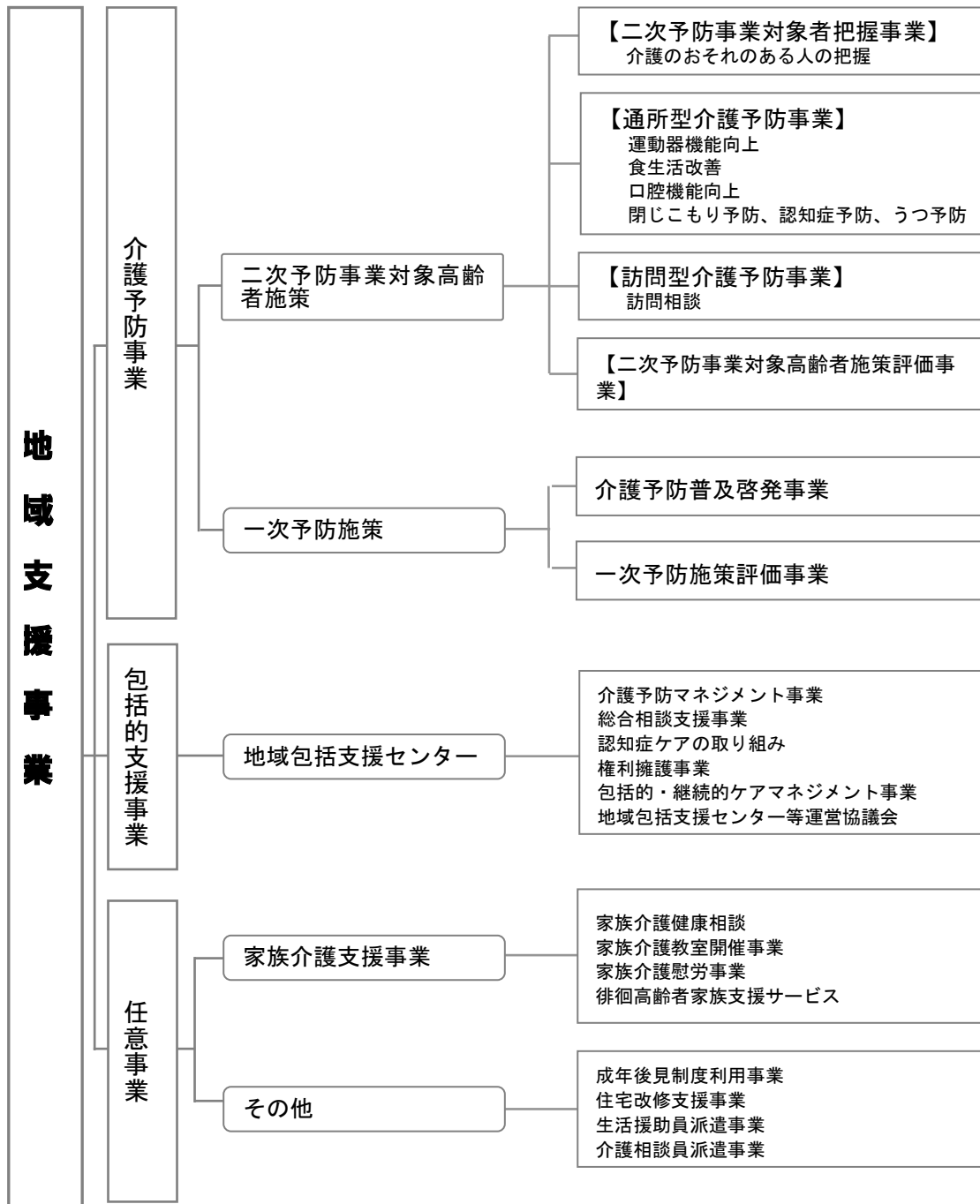
そのためには、医療、保健、介護、福祉が連携を強化してニーズに合った支援策に取り組んでいかなければなりません。今後、市、地域包括支援センターを中心として、医療、保健、介護、福祉が連携し高齢者一人ひとりを支えていく地域包括ケアシステムを構築していきます。

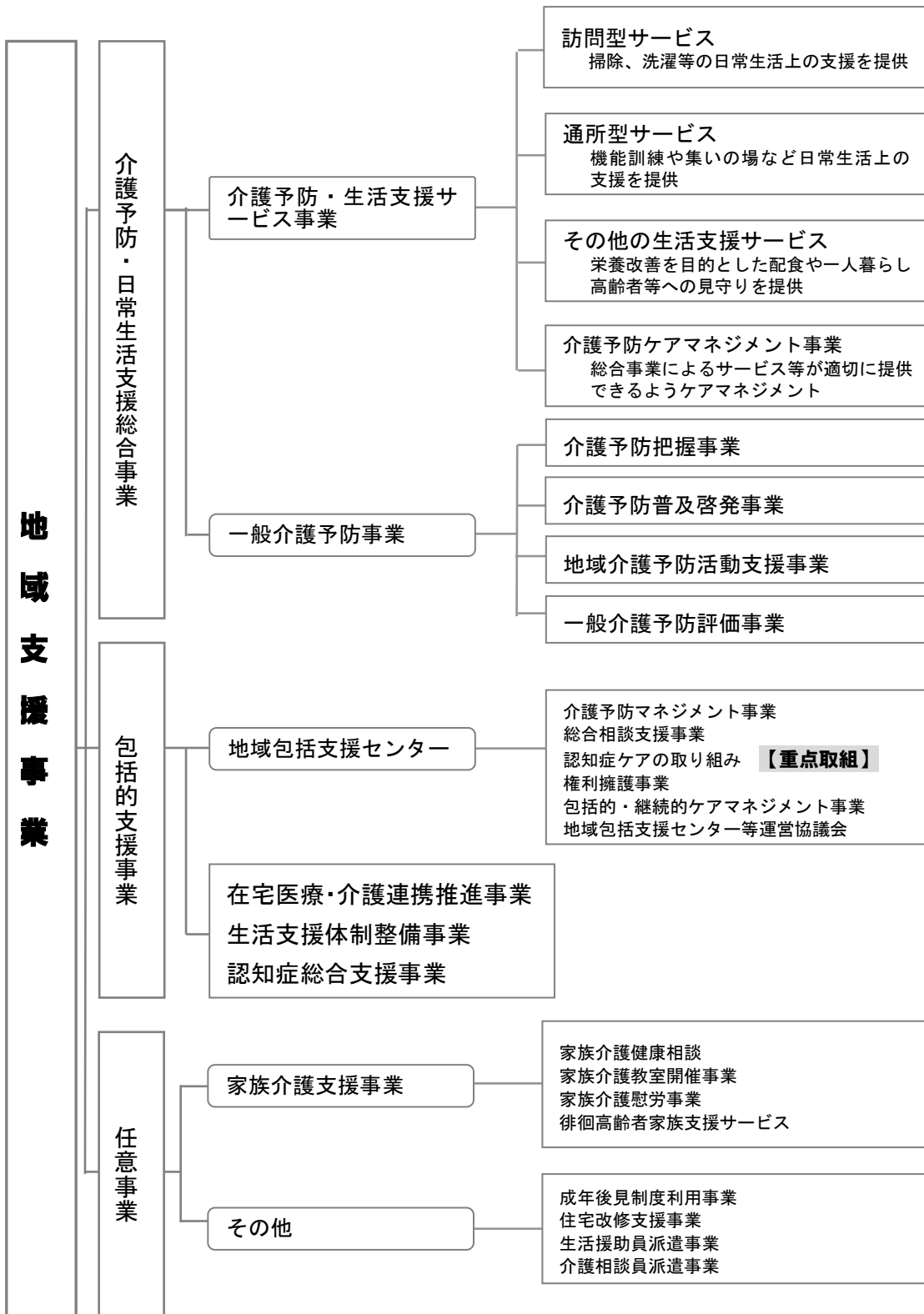
要支援・要介護のおそれの高い方に対し、心身の状態の改善のみでなく、生活機能全体の向上を図り健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう事業の実施に取り組みます。また、対象者が介護予防プログラムへ自らが積極的に参加し、介護予防できるよう支援していきます。

介護予防事業や権利擁護に関する事業などを地域において一体的、包括的に担う中核拠点としての地域包括支援センターにおいては、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が高齢者の方の自立保持ができるよう身体的、精神的、社会的機能向上をめざして、市、医療機関、介護予防事業者等と連携し介護予防を推進していきます。

【地域支援事業の体系】

平成 28 年度まで









## ①二次予防事業対象者把握事業

### ○介護のおそれのある人の把握

要介護（支援）認定を持たない、65 歳以上の方全員に対し、「基本チェックリスト」を実施し、その結果をもとに二次予防事業対象者の把握に努めます。また、家族や民生委員などの関係者が、要支援、要介護状態になるおそれの高いと考えられる方を把握した場合に、市や地域包括支援センターに速やかに連絡できるよう、連絡・相談先の周知に努め、二次予防事業対象者の把握に関して複数の方法を確保していきます。さらに、「基本チェックリスト」を、複数年に渡り未返送の方は、二次予防事業対象者となるリスクが高い可能性もあることから、こうした方に対するアプローチ方法を検討していきます。

## ②通所型介護予防事業

### ○運動器機能向上

筋力向上を図る必要のある方を対象に、理学療法士や柔道整復師が筋力トレーニング、日常生活訓練を行い、生活の機能向上を支援します。委託事業の実施は、介護予防事業者、接骨院、フィットネスクラブ等で行っていきます。

### ○食生活改善

低栄養で改善の必要のある方を対象に、管理栄養士が食事摂取量調査などに基づき指導を行います。事業の実施については、保健センターで口腔機能向上との複合プログラム（楽口楽食元気教室）にて行っていきます。

### ○口腔機能向上

口腔機能が低下し、日常生活に支障をきたしている方を対象に、歯科衛生士が義歯の手入れや誤嚥を防ぐ体操、摂取機能等の訓練を行い口腔機能向上を支援していきます。

事業の実施については、保健センターで食生活改善との複合プログラム（楽口楽食元気教室）にて行っていきます。

### ○閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防

閉じこもり、認知症、うつ病になるおそれのある方に対しては、外出する機会を確保することが大切となります。

運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上等の各種の事業への参加を積極的に促していきます。

特に、認知症に関しては、一次予防事業と合わせて実施するなど、より参加しやすい事業の展開に向けて取り組みます。

### ③訪問型介護予防事業

要支援、要介護状態になるおそれの高い方に対し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が適宜訪問をして指導を行います。また、サービスの指導効果について評価していきます。

### ○訪問相談

保健師等が、閉じこもり、認知症、うつ予防のための訪問指導を行います。又、管理栄養士による低栄養改善の訪問指導、歯科衛生士による口腔ケアや誤嚥性肺炎予防等の訪問指導を行っていきます。

### ④二次予防事業対象高齢者施策評価事業

介護予防事業の参加前後に、基本チェックリスト等一定の基準により、運動器機能、低栄養、口腔機能の改善や、参加者の主観的健康感から介護予防事業参加の達成感や自己効果感が得られたかなどを評価していきます。

これらの評価と、新規要介護認定者数の推移を基に、次年度以降の介護予防事業プログラムの見直しを行います。



## (2)

### 一次予防施策

二次予防事業の対象とならない高齢者を対象に、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上や認知症予防に関する講演会等の開催、パンフレットなどによるPR、自宅でできる運動方法の紹介等に取り組み、市民の介護予防に関する意識の向上を図ります。

また、介護予防を継続して行っていただくために、地域で運動することができる場所の提供に努め、だれもが気軽に参加できる運動教室等を開催していきます。

さらに、介護予防に役立つ取り組みをする地域の自主グループや団体を支援し、介護ボランティア等の人材育成やその活動の拠点の整備に向けて取り組みます。

#### ①介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及するために、運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上、認知症予防の講座やパンフレットの配布等を行い、自主的に健康増進し介護予防ができるよう支援を行っていきます。

介護保険及び高齢者福祉実態調査では介護予防教室の認知度が低いため、パンフレットやHPでもPRを積極的に行い、元気な時からの健康づくりについての啓発活動に取り組みます。

#### ②一次予防施策評価事業

3年ごとに実施する、介護保険及び高齢者福祉実態調査にて、地域包括支援センターの認知度や介護予防事業に関する内容を聞き取り、介護予防事業に関する啓発度合いを把握していきます。



## ①介護予防マネジメント事業

要介護（支援）状態とならないよう、身体的・精神的・社会的機能を維持向上するため、保健師等が中心となり、二次予防事業の対象者には、介護予防事業参加へのアプローチを積極的に行っていきます。また、身体状況の確認が必要な方には、医療機関と連携し介護予防プランの作成に努めます。

## ②総合相談支援事業

地域の高齢者を対象に、社会福祉士が中心となり、介護保険サービスの利用だけでなく、地域の資源であるインフォーマルサービスの紹介や医療機関と連携しながら、初期相談に対し、継続的・専門的な相談支援を行っていきます。

## ③認知症ケアの取り組み 【重点取組】

認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で、尊厳のある生活を継続するためには、市民一人ひとりが認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の方や家族を支える手立てを知ることが重要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外にも、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制が必要です。それを実現するために、認知症ケアパスを作成し、その周知に努めます。

市では、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健所等の関係機関が中心となり、「大丈夫、みんなで支える認知症」をスローガンにして、次の5本柱をたて、事業を実施します。

### ○認知症サポーターの養成

認知症サポーターを地域づくりの重要な戦力として位置づけ、認知症が原因となって起こる、地域での様々な問題に対しての協力者として活動していただけるような取り組みに努めます。

### ○キャラバン・メイトの養成

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの活躍の場を広げ、地域の担い手としての活動を推進します。

#### ○認知症の方を介護する家族へのサポート

現在、江南認知症家族会が設立されており、家族同士が交流し、介護するうえでの悩みや相談をお互いが共有できる場として活動しています。今後の家族会の取り組みに対して支援していきます。

#### ○認知症徘徊者搜索協力体制の充実

認知症になっても、安心して自宅で暮らせるまちづくりを目指して、本人の生命を守り、家族の負担を軽減し、市民に対して認知症に関する正しい理解を啓発することなどを目的として、認知症徘徊者搜索協力体制の充実を図り、地区レベルでの搜索訓練の実施に取り組みます。

#### ○認知症に関する相談窓口の周知

現在、認知症に関する相談への対応は、地域包括支援センターが中心となって活動しております。市民が、認知症に関する悩みや困りごと等を速やかに相談できるよう、地域包括支援センターの業務内容等について一層の周知に努めます。

### ④権利擁護事業

成年後見制度、悪徳商法などの高齢者の権利擁護の相談窓口となり、また、高齢者虐待（疑い）のある場合は、虐待対応等のガイドラインに沿って、迅速かつ適切な対応が出来るよう関係機関と連携していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待防止ネットワーク会議と連携しながら実施していきます。

### ⑤包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーからの、電話相談、支援困難事例については、必要に応じて検討会議を開催しており、ケアマネジャーに対して継続的な支援を行います。また、ケアマネジャーの自主的な研修会に参加し、助言等を行っていきます。

  
(3)**地域包括支援センター等運営協議会** ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域包括支援センターの運営の中立性・公平性を確保するため、地域包括支援センター等運営協議会を設置しています。

運営協議会は、被保険者、介護保険事業者や関係団体で構成し、地域包括ケアシステムの構築に向けての中心的な会議として位置づけています。

  
4**任意事業**

## (1)

**家族介護支援事業** ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の身体的・精神的負担を軽減させる支援を行っていきます。

**①家族介護健康相談**

介護する家族に対し、健康管理、健康増進に関する生活指導を保健センターや地域包括支援センターで実施し、介護者の精神的負担の軽減に努めます。

**②家族介護教室開催事業**

介護する家族に対し、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識、技術を学べるように、理学療法士等を講師にした介護教室を開催し、介護者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

**③家族介護慰労事業**

介護保険の要介護認定を受けた方が一定期間介護保険のサービスを利用しなかった場合、介護している家族の方へ慰労金を支給していきます。

**④徘徊高齢者家族支援サービス**

徘徊のある高齢者が行方不明になったとき、少しでも早く発見し安全に保護できるよう、現在位置を特定し、介護者に通報する位置検索システム専用端末機を貸与する支援サービスを実施していきます。利用促進に向け、市民への周知を行います。





(2)

その他事業

①成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行っています。又、成年後見センターのある社会福祉協議会と情報共有しながら、制度の周知を図ります。

②住宅改修支援事業

住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の作成費を助成していきます。

③生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮したケア付の高齢者向け集合住宅(シルバーハウジング)で生活している方に対し、生活援助員が日ごろから高齢者の状況把握を適切に行い、生活指導・相談、緊急時の対応等を支援していきます。

④介護相談員派遣事業

各施設等に介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の苦情、不満を聞きサービスが適切に行われるよう支援していきます。



## 5 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業

医療介護総合確保推進法が施行されたことにより、これらの事業を平成30年度までに開始することが義務付けられました。

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を継続していただけるよう、医療、介護、福祉を含めたさまざまなサービスを、日常生活の場で継続的、包括的に提供できるよう連携の強化に努めます。

今後、ニーズが高まる在宅医療に対し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、訪問診療や訪問薬剤管理が可能な医療機関等の情報収集と体制づくりに努めます。

## 第7章 介護保険対象サービスの見込量確保のための方策

### 1 居宅サービス見込量の確保

第5期計画期間のサービス利用実績に基づいて、サービス必要量を見込み、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年度を見据えたサービスの確保に努めます。

制度改正に伴い、予防訪問介護と予防通所介護が地域支援事業へと移行するため、予防給付サービスとしての役割を明確にした体制づくりに努めます。

### 2 地域密着型サービス見込量の確保

小規模型通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図ります。

### 3 施設サービス見込量の確保

平成25年度の施設サービス利用者は573人で、そのうち介護老人福祉施設は291人、介護老人保健施設は282人です。現在市内には、介護老人福祉施設が5施設あり入所定員は350人、介護老人保健施設は2施設あり入所定員は258人です。制度改正に伴い、介護老人福祉施設を利用できるのは原則要介護3以上の認定者のみとなることから、軽度の待機者の受け皿として在宅サービスのうち居住系サービスの充実などが求められることが予測されるため、サービスの充実に努めます。

### 4 地域支援事業見込量の確保

高齢者のニーズをとらえるため、高齢者の実態把握を正確に行い、効果的な事業を提供していきます。

予防訪問介護と予防通所介護が地域支援事業へと移行することから、国が示すサービス類型に基づく提供体制を充実させるため、地域資源の把握やボランティアの育成に取り組みます。

地区ごとに地域と事業所などが連携を強化し、高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供される体制づくりに努めます。



## ○各関係機関による医療系サービスと介護保険外サービスの利用促進

自宅で安心した生活を送るためには、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

医療必要度が高い方が利用される医療保険による訪問診療、訪問看護、あるいは通院が困難な方に対しての歯科医による訪問歯科診療、薬剤師による訪問薬剤管理、介護保険による訪問看護等の医療系サービス、生活支援等の介護保険外サービスが総合的に提供される仕組みが必要となります。

市として、これらの各サービスの利用促進に向け、関係機関と調整しながら連携を図ります。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、サービス必要量は見込んでおりませんが、ニーズの把握に努め今後の導入を検討します。

### (3) 介護サービス事業者情報の提供と相談体制の整備 ●●●

介護保険サービスの利用にあたっては、サービスの種類、内容やサービス利用までの手続き、利用者負担などに関する各種制度について情報提供や相談体制を充実していく必要があります。市内で運営するサービス事業所一覧やサービス利用までの流れを掲載したチラシ等について、利用者が知りたい情報を吟味しながら内容の充実を図ります。

また、相談窓口については、地域包括支援センターと連携を図るとともに、居宅介護支援事業者や医療機関など、多様な窓口においても十分な相談対応、情報提供ができるよう、関係機関に協力を要請していきます。

サービス利用等における苦情については、サービスを受ける側の権利擁護の観点からも迅速かつ適切な対応が必要です。そのため、身近な窓口である市の担当者の対応能力の向上を図るとともに、愛知県や国民健康保険団体連合会などと連携して、苦情に対する総合的な相談、処理体制づくりを進めます。

さらに、ひとり暮らしや障害がある方などで、自由に相談機関や情報にふれる機会に乏しい方に対しては、民生委員などと連携し、十分な対応を図るよう努めるとともに、判断能力が十分でない方で制度に関する手続き等において、家族による代理や援助が期待できない場合については、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図ります。

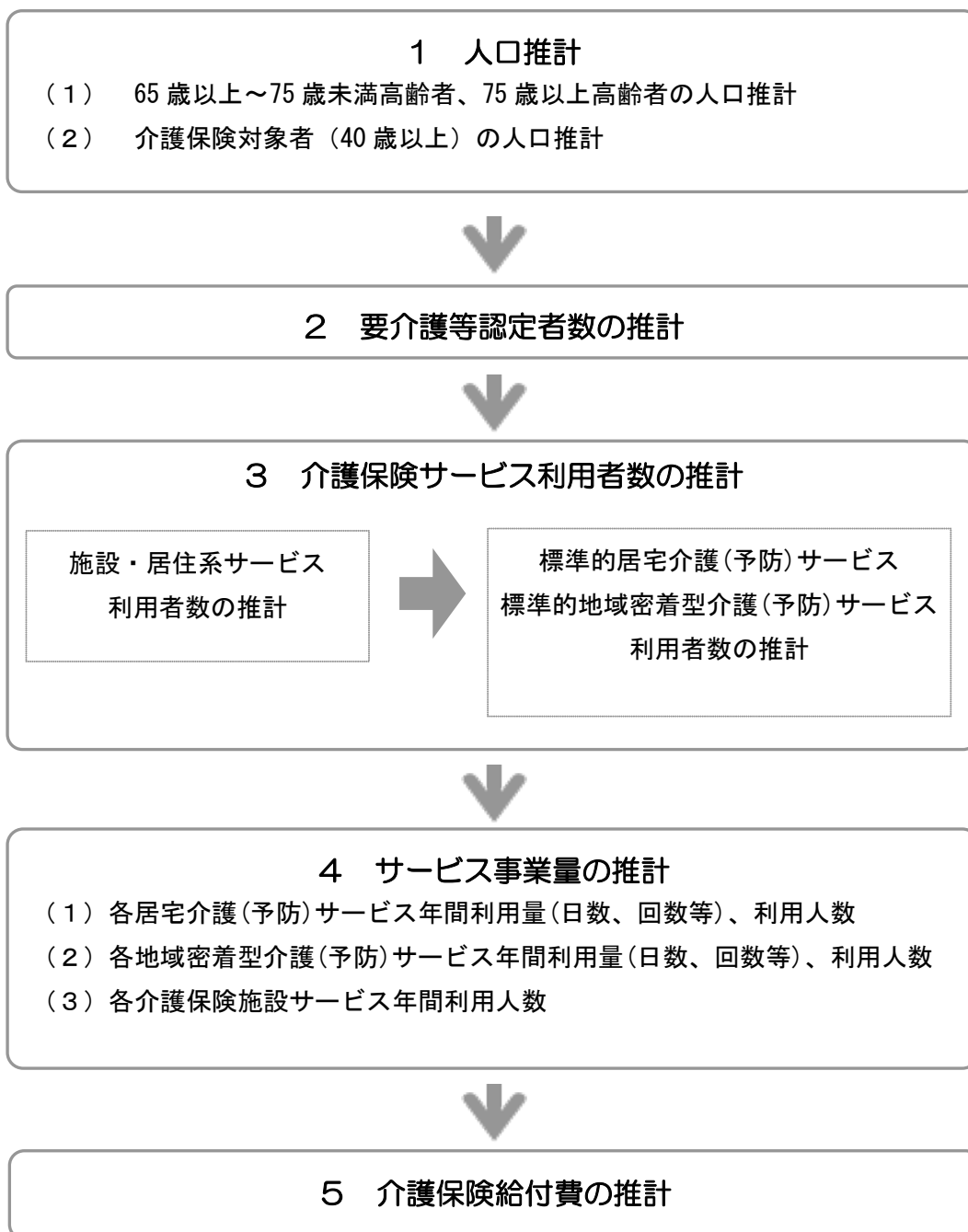






## 第8章 介護保険事業費の見込

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。



# 1 サービス給付費の見込額

介護（介護予防）サービス給付費の見込額は以下のとおりとなります。

## (1) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	57,052	65,102	36,539
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,927	4,779	5,816
介護予防訪問リハビリテーション	11,092	14,641	19,326
介護予防居宅療養管理指導	3,879	5,322	7,302
介護予防通所介護	154,825	197,635	121,439
介護予防通所リハビリテーション	50,872	61,159	71,769
介護予防短期入所生活介護	15,028	22,352	30,329
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	26,926	28,259	29,440
特定介護予防福祉用具販売	2,978	3,454	3,931
介護予防住宅改修	13,252	15,145	17,038
介護予防特定施設入居者生活介護	13,810	13,810	13,810
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	1,170	1,560	1,950
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,168	5,635	8,098
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,436	3,436	3,436
介護予防支援	35,291	37,269	34,202
予防給付費計	396,706	479,558	404,425

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

【介護報酬 3%ベース】



## (2)

## 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
訪問介護	607,656	704,132	761,186
訪問入浴介護	56,190	81,193	108,367
訪問看護	74,008	87,355	99,083
訪問リハビリテーション	34,088	38,281	42,990
居宅療養管理指導	25,453	30,001	35,014
通所介護	856,416	783,425	800,994
通所リハビリテーション	339,917	377,182	411,618
短期入所生活介護	337,944	371,548	412,358
短期入所療養介護	5,598	7,519	9,423
福祉用具貸与	151,506	156,398	160,473
福祉用具購入費	8,015	8,916	9,818
住宅改修費	22,631	23,761	25,132
特定施設入居者生活介護	214,629	224,018	233,408
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	193,484	270,881	357,035
小規模多機能型居宅介護	79,900	143,380	209,118
認知症対応型共同生活介護	244,227	250,249	250,249
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	85,688	85,688	171,376
複合型サービス	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）		152,340	159,205
施設サービス			
介護老人福祉施設	910,645	932,306	945,102
介護老人保健施設	955,196	955,196	955,196
介護療養型医療施設 （平成 32 年度以降は転換施設）	7,255	7,255	7,255
居宅介護支援	252,225	280,275	311,563
介護給付費計	5,462,671	5,971,299	6,475,963

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

【介護報酬 3%ベース】

現在まだ確定していませんが、介護報酬の改定（3%→6%）がされた場合、給付費は次のとおりとなります。

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付費	401,863	485,228	410,970
介護給付費	5,538,895	6,055,420	6,568,088
総給付費	5,940,758	6,540,648	6,979,058

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

【介護報酬 6%ベース】

(3)

### 標準給付費

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費見込み額	6,312,023	6,896,007	7,358,187	20,566,217
総給付費	5,940,758	6,540,648	6,979,058	19,460,464
一定以上所得者負担調整後	5,908,379	6,485,531	6,919,315	19,313,225
特定入所者介護サービス費等給付額	282,772	281,300	300,804	864,876
高額介護サービス費等給付額	100,601	108,036	116,020	324,657
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,756	16,386	17,042	49,184
審査支払い手数料	4,515	4,754	5,006	14,275

【介護報酬 6%ベース】

(参考) 将来的なサービス見込み

種 類	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費見込み額	7,718,062	9,057,158
総給付費	7,274,079	8,550,669
一定以上所得者負担調整後	7,211,892	8,475,062
特定入所者介護サービス費等給付額	332,191	382,019
高額介護サービス費等給付額	142,474	163,845
高額医療合算介護サービス費等給付額	23,336	26,837
審査支払い手数料	8,169	9,395

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

【介護報酬 6%ベース】

## 2 地域支援事業費の見込額

地域支援事業は、「介護予防事業（平成 29 年度からは総合事業）」と「包括的支援事業・任意事業」の 2 つの事業で構成され、介護保険料等の財源を用いて事業を行うこととなります。その事業費総額については、上限は設定ありませんが、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業それぞれには、上限があり、本計画においては、下記のとおり算定しました。

表 地域支援事業費

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	98,365	102,297	321,718
介護予防事業費（総合事業費）	21,025	24,925	229,058
包括的支援事業・任意事業費	77,340	77,372	92,660

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

### 3 介護保険の財政

#### (1) 保険給付費

保険給付費の半分は国、県、市で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

第1号被保険者の保険料（22.0%） 第2号被保険者の保険料（28.0%）  
 国負担金（20.0%） 県負担金（12.5%） 市負担金〔一般会計繰入金〕  
 （12.5%） 調整交付金（5.0%）

なお、施設サービス給付費等に対する国、県の負担金は、国負担金（15.0%）  
 県負担金（17.5%）です。

#### (2) 地域支援事業費

介護予防事業は、半分は国、県、市で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

包括的支援事業・任意事業は、78%を国、県、市で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	25.0%	39.0%
国調整交付金	5.0%	5.0%		
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.5%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.5%
第1号被保険者	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%
第2号被保険者	28.0%	28.0%	28.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがある。





## 第9章 保健・福祉事業の推進

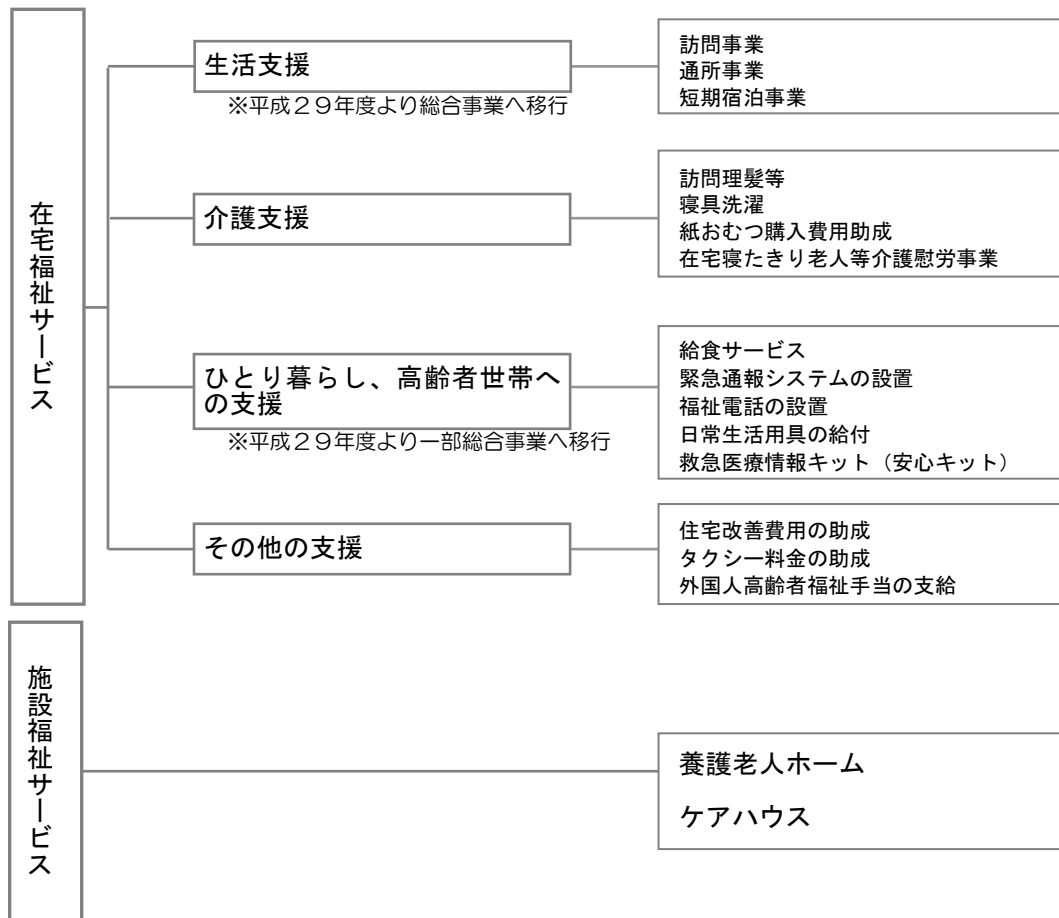
### 1 保健・福祉事業の推進

福祉サービスは、要介護認定において自立（非該当）と判定された方など介護保険対象外の方で、日常生活を営むのに何らかの支障がある方、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の支援のための事業を実施していきます。

また、要介護認定を受けた方に対しても、介護を受けて生活していくうえでの家族介護支援などの事業を実施していきます。

さらに、65 歳以上の高齢者の方に対する保健サービスとの連携は、「第2次健康日本21 こうなん計画」に基づき、健康診査等で、生活習慣病等の早期発見や生活機能評価事業との兼ね合いのなかで、指導の必要な方には生活改善の助言を行い介護予防に努めていきます。

## 【福祉サービス事業の体系】







## ②その他の在宅福祉サービス

### ○介護を必要とする方（要介護3～5）へのサービス

介護保険サービスの利用と併せ、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、訪問理髪、寝具洗濯、紙おむつ券の支給を実施していきます。また、要介護3以上の方を毎日介護している介護者に対して、在宅寝たきり老人等介護慰労事業を実施していきます。これらのサービスを市民に周知するとともに、サービス利用に際しての課題や市民ニーズの把握に努め、より利用し易いサービス提供を行います。

### ○ひとり暮らし、高齢者世帯の方へのサービス

ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方は、毎日の生活に何かと不安を抱え、家事などにおいても不自由を感じておられる方が多くみえます。

日ごろからの見守り支援が、このような方々の不安を取り除き、毎日安心して暮らせることに繋がります。

現在実施している、給食サービス、緊急通報システムの設置、福祉電話の設置、日常生活用具の給付については、ニーズに合ったサービスの提供に努めます。

また、給食サービスは、配食時に安否確認する手段として活用し、ひとり暮らしの方等の状況把握に努めていきます。さらに、ひとり暮らしなどの方で、希望者に対して「安心キット」を配布していきます。

毎日の生活での困りごとや、生活不安への軽減に向けて、関係機関と協働しながら、新たな生活支援の方策を検討し、日常的に見守るシステムの構築に向けて取り組みます。

また、これらの事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあわせて、利用しやすい環境整備をすすめていきます。

### ○その他のサービス

高齢者の日常生活を容易にするため、住宅改善費用の助成やタクシー料金の一部を助成していきます。

また、国民年金に加入できなかった外国人高齢者の方に手当を支給していきます。



(2)

## 施設福祉サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●

### ①養護老人ホーム

養護老人ホームは、社会福祉法人サンライフへ移譲したジョイフルむつみ（定員 50 名）があります。環境上や経済的な理由により家庭での生活が困難な方が入所し自立した生活ができるよう支援していく施設であり、措置入所に関しては、今後も情報共有に努め連携していきます。

### ②ケアハウス

市内には 2 施設のケアハウスがあり、定員は 50 人と 70 人です。

ケアハウスは、家庭環境や住宅事情などの理由により、家庭で生活することが困難な方が入所する施設で、介護が必要になった場合は、訪問介護などの介護サービスが受けられます。入所相談などに際しては、現状把握に努め、情報提供をしていきます。

## 3

### 保健事業

保健事業については、生活習慣の改善による生活習慣病の予防や健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした「第 2 次健康日本 21 こうなん計画」に基づき行っていきます。

高齢者が健康づくりに関心を持って取り組めるよう、高齢者の心身に関することや口腔機能に関する保健指導を、介護予防の視点をふまえて、医療機関や各関係機関と連携しながら実施していきます。

また、生活習慣病の予防や早期発見、悪化予防を図るためには、関係各課と連携しながら健康診査を実施していきます。

## 4 サービス利用を容易にするための方策

### (1) サービスを提供する人材の確保 ●●●●●●●●●●

介護認定を受けていない方に対しては、地域支援事業、福祉サービスのほか地域の団体によるインフォーマルサービスも必要であり、市内においても会員制で在宅支援サービスの提供を行う団体が活動しています。

今後、市民の地域福祉などへの関心が一層高まることが予想されることから、社会福祉協議会が取り組む、ボランティア活動の推進事業や生涯学習活動と連携しながら保健、福祉に関する学習の機会を増やすとともに、教室などへの参加者が地域の保健、福祉の担い手として活動できるような体制づくりに努めます。また、ボランティア団体、NPO法人、地域の自主的な市民組織の活動に対する支援をしていきます。

※インフォーマルサービスとは、家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的なサービスのことをいいます。

### (2) サービス情報の提供と相談体制の充実 ●●●●●●●●●●

広報、ホームページを活用する等、サービスの種類、利用者負担に関する内容、サービス利用に際しての相談窓口等の情報の発信に努めていきます。また、社会福祉協議会やシルバー人材センター等とも連携して、これらの団体の機関紙を活用するなど情報の発信元を幅広くするよう努めていきます。また、相談に対しては、市担当者や地域包括支援センターにおいて、きめ細かい対応ができるよう努めていきます。









# 第10章 高齢者の生きがいがづくりの推進

## 1 生きがい対策事業の推進

### (1) 老人クラブ

#### 【現状】

本市では、全市的に地域単位で老人クラブが結成されており、平成26年4月1日現在では80クラブ、会員4,797人となっています。老人クラブは、概ね60歳以上の方が加入することができますが、現状では加入率が15%程度となっています。

老人クラブ活動では、友愛活動、環境美化活動、高齢者相互支援、啓発事業などに対して、愛知県老人クラブ連合会からの助成があるほか、市からも助成金を出して活動を支援しています。

#### 【今後の方針】

老人クラブは、スポーツ活動や文化活動を通じて、高齢者の外出機会をつくり、他人との交流の場となっております。また、芸能活動などそれぞれの趣味を楽しむ場ともなっております。周囲との接触が少なくなることで増す孤独感や不安感を解消し、新しい生きがいがづくりができるよう、老人クラブが魅力ある組織として自主的に運営できるよう支援に努めます。

#### ①老人クラブの加入促進

老人クラブへの若い世代への加入促進のため、高齢者に対してPRできる資料の整備を図ります。また、引き続き新規クラブ立ち上げに際しての相談・助言を積極的に行います。

#### ②老人クラブへの支援の充実

生きがいの探究や社会奉仕など、地域に寄与する活動を展開し、魅力ある組織として発展するよう、老人クラブが主催する各イベント等を支援し、老人クラブとの連携を図ります。また、老人クラブが自主運営できるように支援していきます。



**【現状】**

本市では、高齢者の学習意欲を高め、健康で生きがいのある生活ができるよう、高齢者教室を毎年開催しています。

平成25年度には、地域ごとに5つの教室で延べ55回開催し、延べ8,750人の参加がありました。

教室の開催にあたっては、高齢者の興味や関心を持続させるよう、講話のほか、実技や見学、鑑賞など幅広い学習内容で開催するよう努めています。

また、運営に関しては、企画立案から運営までのかなりの部分が自主的に行われています。

**【今後の方針】**

「健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり」をテーマとして、若い世代の方に参加していただけるよう、興味関心を引く講座を開講しながら、高齢者の学習意欲を高め、健康で生きがいのある生活ができるよう努めます。

また、各教室の自主運営の推進に努めます。

**①学習内容の充実**

余暇を有意義に過ごし、より多くの方に興味を持っていただくように学習内容を時代の変化に対応したテーマに設定するなど、幅広い分野に興味や関心を持ち、自ら学ぶ喜びを感じることができるよう、内容の充実を図ります。

**②高齢者による自主的運営の推進**

企画立案から運営まで、高齢者の手による教室づくりを一層推進し、生涯学習活動との連携を図りつつ、高齢者の多様な能力を教室の運営に生かします。

**③高齢者の社会活動の促進**

高齢者教室への参加とともに、高齢者の豊富な経験を生かし、その知識、技術を発揮できるよう、講座指導者としても、その活用を促進します。





(4)

## 生きがい対策推進事業の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### 【現状】

老人クラブが行う学習活動、小学校の総合学習への参加、高齢者スポーツ大会などの各種活動に対し、生きがい対策推進事業として支援を行っています。高齢者スポーツ大会においては、老人クラブ員はもとより保育園児や幼稚園児の参加を得て交流を図っています。

また、多年にわたり社会に貢献された高齢者の方の長寿をお祝いするため、敬老会や結婚50年のお祝い式、さらには100歳を迎えられた方への百寿章の贈呈を行っています。

### 【今後の方針】

高齢者が持つ技術や生活文化など、世代間の交流を通じて若い世代に伝承して、高齢者が喜びと生きがいを感じる事が出来るよう事業の推進を積極的に支援します。

#### ①交流活動の促進

小学校の総合学習への参加を通じて児童生徒と交流するなど、世代間交流の支援に努めます。

#### ②高齢者の経験を生かせる事業の推進

高齢者が持つ豊かな生活経験や伝承文化、暮らしの技術などを後世に伝えて行けるような事業の支援に努めます。

#### ③老人クラブ活動の参加推進

市が行う事業のなかで、老人クラブが参加できる場を拡大し、活動の活発化を自主的にできるよう支援します。



(5)

## 高齢者の活動、憩いの場の確保 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

### 【現状】

老人福祉センターや布袋ふれあい会館は、生きがい活動の場として利用されているとともに、入浴施設やカラオケの利用等、高齢者の憩い、交流の場としても利用されています。

また、社会福祉協議会が勧める「ふれあい・いきいきサロン」は、現在市内17か所にて活動されており、高齢者の憩いの場となっているほか、市や地域包括支援センターが行う、一次予防施策の場ともなっております。

養護老人ホーム「ジョイフルむつみ」では、納涼祭りや運動会など地域と福祉施設の合同行事やゲートボールに施設内の広場を開放するなど、地域との交流を図っています。公園や緑地については、市民の身近な憩い、レクリエーションの場として計画的に整備しています。

また、農業や自然とのふれあいの場としての市民菜園については、現在40か所、1,005区画が整備され、年々増加傾向であり、これらは高齢者の健康や生きがいづくりの場としても活用されています。

### 【今後の方針】

地域の施設を有効活用するなど、身近な場所に高齢者の憩いの場を確保し、その利用の促進に努めます。高齢者も利用し易い公園、緑地は計画的に整備します。

#### ①高齢者の活動、憩いの場の利用促進

高齢者の活動の場、憩いの場としての老人福祉センターや布袋ふれあい会館については、関係機関と調整を図り、利用者にとってより利用し易い施設となるよう努めます。

#### ②地域施設の有効活用

各地域における身近な高齢者の活動の場、交流の場を確保するため、社会福祉協議会と協働して、サロン活動に対して積極的に支援します。



## ②高齢者の職業に関する相談体制の整備

犬山公共職業安定所、地域職業相談室との連携を密にし、雇用機会確保のための情報提供の拡充に努めます。

### (2) 生きがい就労（シルバー人材センター）への支援 ●●●

#### 【現状】

シルバー人材センターでは、60歳以上の方を対象として、長年培った職業的経験や技能を生かすことのできる仕事を提供し、社会参加の促進、生きがい就労への支援を行っています。

会員数は平成26年7月現在では349人で、会員拡大に向けてPRに努めています。

また、活動の充実に向けて研修活動を実施するとともに、就業中の事故防止のための研修を実施するなど会員の安全確保に努めています。

#### 【今後の方針】

シルバー人材センターと連携しながら、高齢者が持つ技能を生かすことで社会参加ができるよう、新たに生活支援サービスを構築するなど高齢者の希望に沿った生きがい就労の推進に取り組みます。また、登録者が積極的に参加できるよう支援します。

## ①市委託業務の拡大

生きがい就労の支援のため、高齢者の能力、技能などに対し、委託が可能なものは積極的に発注するよう努めます。

## ②PR活動に対する支援

市民、事業所に対する制度及び業務発注のPRに努めます。また、自主事業や職種を充実するため、高齢者に対してPRできる資料の整備を図り、会員募集や各種研修の推進を支援します。

## ③安全就労対策の強化

会員の健康管理、福利厚生 の推進及び就業中や就業途上の事故発生を未然に防止し、安全就労の推進を図るよう支援します。

# 第 11 章 だれもが暮らしやすいまちづくり

## 1 住環境づくり

### 【現状】

高齢者が長く在宅での生活を維持していくためには、身体機能の低下などに対応でき、安全に生活できる住環境が整っていることが必要です。

住宅がこれらに対応していない状況でも、70 歳以上で一定の要件を満たす方は、福祉サービスとして高齢者住宅改善助成を利用することができます。また、要支援及び要介護認定者は、介護保険の住宅改修費支給制度の上限額に上乗せして利用することができます。

さらに、住宅の改修や高齢者の方との同居を目的とした新築、増改築のための融資制度としては、社会福祉協議会の生活福祉資金などがあります。

県営松竹住宅については、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）が 32 戸整備されており、平成 26 年 12 月現在、24 世帯が入居しています。

### 【今後の方針】

高齢者の身体的機能の低下に配慮した住宅環境の整備により、高齢者の居宅での生活の安定を図ります。また、今後必要に応じて、空き家の有効利用について検討していきます。

#### ①高齢者住宅改善事業の推進

介護保険や福祉サービスとしての住宅改善助成制度について周知し、より利用しやすい制度にしていくとともに、ケアマネジャーや住宅改修業者に対して、制度の適正な運営に関して指導します。また、住宅改修に関する点検商法等のトラブルを未然防止するための情報提供に努めます。

#### ②高齢者用住宅関連資金融資制度の周知

高齢者同居住宅、二世帯住宅の取得に対する住宅建設促進資金として、社会福祉協議会の生活福祉資金（住宅資金）融資制度のPRに努めます。



### ③増改築相談員等の活用

住宅改修業者が直接改修を行っているのが現状であり、増改築相談員の運用について検討していきます。

### ④高齢者向け住宅の供給

一定規模以上の共同住宅にあっては、愛知県人にやさしい街づくり条例によりバリアフリー化の推進を図ります。また、高齢者住まい法の改正により「サービス付き高齢者住宅」が、高齢者が安心して生活ができる住まいとして創設されました。これに関して、事業者からの相談等の対応に際しては、愛知県、又は市の住宅建築担当課とも連携しながら取り組みます。

## 2 地域環境の整備

### (1) 地域コミュニティの形成

#### 【現状】

市内の各地域では、ごみ問題、防災などを中心に自主的な活動が行われています。こうした自主的な活動が、高齢者の問題を始め介護、福祉の面にも広がっていくことが必要です。

地域における活動の場の整備については、地区集会所の建設に対する助成制度を設け支援しています。

#### 【今後の方針】

高齢者が経験や能力を生かして活躍できる社会参加の機会や、役割のある社会をめざし、地域コミュニティの形成を支援します。

### ①コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を促進するために、地域リーダー養成に努めコミュニティ組織の自主運営に向けた支援を行います。





## ①道路整備と交通安全対策

高齢者が安心して利用できる道路の整備に向けて「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」の実現に努めます。

道路の新設・改良工事の実施時には、車道と歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど、高齢者の方が安心して通行できる道路整備を推進しています。また、個別の危険箇所については状況把握に努め、計画的に整備を進めています。

交通安全対策については、関係機関と緊密に連携し、道路反射鏡、道路照明灯など交通安全施設を設置していきます。

また、高齢者の交通事故が増加している現状から各地区老人クラブに交通安全教室の開催を呼びかけ交通安全意識の高揚に努めていきます。

## ②バリアフリー化の推進

「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」に基づき公共施設、公共交通機関や駅前広場のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設についても協力を要請していきます。

## ③高齢者の交通手段の確保

「いこまいCAR（予約便）」と既存路線バス等を合わせた市内公共交通の充実により、市域における高齢者の利用を促進していきます。

## (3)

## 防犯、防火対策

### 【現状】

防犯活動については、江南防犯協会連合会を主体として推進しています。

しかし、コミュニティの弱体化に伴い、地域の防犯機能が低下してきている中で、住民による地域安全パトロール隊が組織され自主防犯活動が行なわれてきています。また、ひったくりや振り込め詐欺など高齢者を対象とした各種の犯罪などが多発していることから、これらへの啓発活動を進めています。

防火活動については、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し防火診断、指導を実施しています。また一般世帯に対しても、きめ細かな防火指導の徹底を図り火災の予防に努めています。

## 【今後の方針】

高齢者が安心して生活できるよう、地域の活動や関係機関と連携し、防犯活動に努めます。

### ①防犯活動の推進

高齢者を狙った引ったくりや振込め詐欺などの被害に遭わないように、江南防犯協会連合会などと連携して意識の啓発・対処方法などに関する情報提供や新たに組織される地域安全パトロール隊への資器材支援に努めます。

### ②火災予防の推進

防火診断、防火指導を推進し、特に住宅用火災警報器の設置については、共同住宅・借家・戸建住宅への全戸設置を目指し啓発活動を行います。また、消火器の設置、防災用品の使用の促進、広報活動により防火意識の高揚を図ります。

## (4)

## 防災対策

### 【現状】

ひとり暮らしや要介護状態にある高齢者など、援護を必要とする高齢者が年々増加しており、災害発生時に対応能力の弱い高齢者の安全確保について、地域全体で防災対策を図る必要があります。

地域防災体制については、建物耐震化促進計画を定め、「豊かで明るく住みよい江南」を目指し安心して安全なまちづくりを進めています。また、災害発生時に地域ぐるみで高齢者の安全確保を図るための情報伝達、援助などの体制について定めた江南市災害時要援護者支援体制マニュアルの作成により、自主防災訓練時に隣人間の協力による高齢者の安全確保について啓発しています。

高齢者自身の災害対応能力の向上については、各種団体の訓練時に応急手当や応急担架の作製技術の取得、防災機器の取り扱い、防災知識の向上を図っています。また、老人クラブなどの防火教室で、ひとり暮らしの高齢者との信頼関係の強化をお願いしています。

## 【今後の方針】

災害時要援護者台帳を防災 GIS システムによりシステム化し、見守りや安全確保体制強化に向けて、防災関係機関や自主防災組織などと連携し、一体となって防災対策に努めます。

### ①地域防災体制の強化

---

自主防災組織が防災訓練や講習などを実施することにより、地域の防災力が向上するとともに、高齢者の安全確保を図るための組織づくりを支援します。

### ②高齢者の災害対応能力の向上

---

高齢者が自らの災害対応能力を高められるよう、家具転倒防止資機材整備費等助成制度を啓発することにより、更なる災害対応能力の向上を図るとともに、高齢者と民生委員、老人クラブ、ボランティアなどが相互に支援しあえるよう信頼関係づくりを支援します。

## 参考資料

### 1 要介護認定者数と出現率の推移及び見込

#### (1) 要介護認定者数の推移及び見込

年度	40～64歳 [2号] (人)		65歳以上 [1号] (人)		1号被保険者の内訳(人)				合計	前年比 (%)
		前年比 (%)		前年比 (%)	(65～74歳) 前期高齢者	前年比 (%)	(75歳以上) 後期高齢者	前年比 (%)		
平成19年度	134		2,420		455		1,965		2,554	
平成20年度	142	105.97	2,545	105.17	479	105.27	2,066	105.14	2,687	105.21
平成21年度	134	94.37	2,637	103.61	498	103.97	2,139	103.53	2,771	103.13
平成22年度	127	94.78	2,819	106.90	504	101.20	2,315	108.23	2,946	106.32
平成23年度	126	99.21	2,866	101.67	464	92.06	2,402	103.67	2,992	101.56
平成24年度	131	103.97	3,049	106.39	471	101.51	2,578	107.29	3,180	106.28
平成25年度	131	100.00	3,223	105.71	482	102.34	2,741	106.36	3,354	105.47
平成26年度	115	87.79	3,339	103.60	499	103.53	2,840	103.61	3,454	102.98
平成27年度	131	113.91	3,544	106.14	515	103.21	3,029	106.65	3,675	106.40
平成28年度	131	100.00	3,730	105.25	516	100.19	3,214	106.11	3,861	105.06
平成29年度	131	100.00	3,897	104.48	506	98.06	3,391	105.51	4,028	104.33
平成32年度	131		4,273		464		3,809		4,404	
平成37年度	131		4,833		373		4,460		4,964	

平成26年度までは、各年9月末現在

## (2)

## 出現率の推移及び見込

年度	40～64歳 [2号] (人)		65歳以上 [1号] (人)		1号被保険者の内訳(人)				合計	前年比 (%)
		前年比 (%)		前年比 (%)	(65～74歳) 前期高齢者	前年比 (%)	(75歳以上) 後期高齢者	前年比 (%)		
平成19年度	0.40		12.26		3.81		25.24		4.78	
平成20年度	0.42	105.00	12.35	100.73	3.84	100.79	25.41	100.67	4.94	103.35
平成21年度	0.40	95.24	12.23	99.03	3.85	100.26	24.80	97.60	5.01	101.42
平成22年度	0.38	95.00	12.67	103.60	3.87	100.52	25.10	101.21	5.25	104.79
平成23年度	0.37	97.37	12.62	99.61	3.57	92.25	24.77	98.69	5.25	100.00
平成24年度	0.38	102.70	12.93	102.46	3.52	98.60	25.31	102.18	5.49	104.57
平成25年度	0.38	100.00	13.11	101.39	3.47	98.58	25.60	101.15	5.71	104.01
平成26年度	0.34	89.47	13.07	99.69	3.45	99.42	25.61	100.04	5.8	101.58
平成27年度	0.39	114.71	13.53	103.52	3.55	102.90	25.96	101.37	6.12	105.52
平成28年度	0.39	100.00	13.98	103.33	3.6	101.41	26.07	100.42	6.39	104.41
平成29年度	0.39	100.00	14.41	103.08	3.6	100.00	26.16	100.35	6.62	103.60
平成32年度	0.39		15.58		3.56		26.49		7.2	
平成37年度	0.39		17.92		3.57		27.01		8.24	

平成26年度までは、各年9月末現在

## 2 第1号被保険者の保険料の算出

- (1) 給付費見込額（平成27年度～平成29年度の合計 以下同じ）  
20,566,217,112円・・・①
- (2) ①のうち 第1号被保険者の負担分(22%)＋調整交付金相当額(5%)  
① 20,566,217,112円 × 27% (22%+5%)  
=5,552,878,620円・・・②
- (3) 調整交付金  
672,695,000円・・・③  
《平成27年度》  
6,312,022,973円 × 交付割合 2.80%  
=176,736,643円 ≒ 176,737,000円  
《平成28年度》  
6,896,007,084円 × 交付割合 3.34%  
= 230,326,637円 ≒ 230,327,000円  
《平成29年度》  
7,358,187,055円 × 交付割合 3.61%  
=265,630,553円 ≒ 265,631,000円
- (4) 地域支援事業費見込額  
522,380,000円・・・④
- (5) ④のうち 第1号被保険者の負担区分(22%)  
④ 522,380,000円 × 22% = 114,923,600円・・・⑤
- (6) 準備基金取崩額  
0円・・・⑥
- (7) 財政安定化基金取崩による交付額  
0円・・・⑦
- (8) 保険料収納必要額  
② 5,552,878,620円 - ③ 672,695,000円 + ⑤ 114,923,600円 -  
⑥ 0円 - ⑦ 0円 = 4,995,107,220円・・・⑧
- (9) 保険料賦課総額  
⑧ 4,995,107,220円 ÷ 予定保険料収納率 98.0%  
= 5,097,048,184円・・・⑨
- (10) 保険料基準月額  
⑨ 5,097,048,184円 ÷ 3年度 ÷ 12ヶ月 ÷ 27,739人  
=5,104円  
\* 27,739人は弾力化後の所得段階別加入割合で補正した被保険者数の3年間平均

(11) 第1号被保険者の保険料算出に用いる係数等

① 後期高齢者加入割合補正係数

単位：(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均	割合
前期(65歳～74歳)	14,518	14,350	14,072	14,313	53.74%
後期(75歳以上)	11,667	12,329	12,963	12,320	46.26%
計	26,185	26,679	27,035	26,633	100.00%

$$\begin{aligned}
 & \text{全国平均の前期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の前期高齢者補正要介護等発生率} + \text{全国平均の後期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の後期高齢者補正要介護等発生率} \\
 & 0.5121 \times 0.0458 + 0.4870 \times 0.3375 \\
 & 0.5374 \times 0.0458 + 0.4626 \times 0.3375 \\
 & \text{本市の前期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の前期高齢者補正要介護等発生率} + \text{本市の後期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の後期高齢者補正要介護等発生率} \\
 & = \boxed{1.0398}
 \end{aligned}$$

② 所得段階別加入割合補正係数

所得段階別加入割合補正係数は、所得段階別加入者数により  $\boxed{1.0381}$  となります。

単位：(人)

所得段階別加入割合	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第1段階	3,716	14.2%	3,786	14.2%	3,837	14.2%
第2段階	1,413	5.4%	1,440	5.4%	1,459	5.4%
第3段階	1,370	5.2%	1,396	5.2%	1,414	5.2%
第4段階	5,098	19.5%	5,194	19.5%	5,263	19.5%
第5段階	3,428	13.1%	3,492	13.1%	3,539	13.1%
第6段階	3,917	14.9%	3,991	14.9%	4,044	14.9%
第7段階	3,400	13.0%	3,465	13.0%	3,511	13.0%
第8段階	2,075	7.9%	2,114	7.9%	2,143	7.9%
第9段階	1,045	4.0%	1,065	4.0%	1,078	4.0%
第10段階	723	2.8%	736	2.8%	747	2.8%
合計	26,185	100.0%	26,679	100.0%	27,035	100.0%



### ③ 調整交付金交付割合

27% - 22% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数

平成 27 年度 27% - 22% × 1.0595 × 1.0381 = 2.80%

平成 28 年度 27% - 22% × 1.0359 × 1.0381 = 3.34%

平成 29 年度 27% - 22% × 1.0241 × 1.0381 = 3.61%

・ 後期高齢者加入割合補正係数 1.0398

全国平均は 1.0000 となり 1.0000 より大きい場合は全国平均に比べて後期高齢者割合が少ないこととなります。

・ 所得段階別加入割合補正係数 1.0381

所得段階の分布を表わす係数で、全国平均は 1.0000 となり 1.0000 より大きい場合は全国平均に比べて第 6 段階以上が多いこととなります。

### ④ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (保険料基準額に対する割合の弾力化)

所得段階別加入割合（弾力化）補正後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合（弾力化）を乗じて算出します。

単位：(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
第1段階	3,716	3,786	3,837	11,339
第2段階	1,413	1,440	1,459	4,312
第3段階	1,370	1,396	1,414	4,180
第4段階	5,098	5,194	5,263	15,555
第5段階	3,428	3,492	3,539	10,459
第6段階	3,917	3,991	4,044	11,952
第7段階	3,400	3,465	3,511	10,376
第8段階	2,075	2,114	2,143	6,332
第9段階	1,045	1,065	1,078	3,188
第10段階	723	736	747	2,206
合計	26,185	26,679	27,035	79,899
基準額に対する 割合の弾力化	27,272	27,787	28,158	83,217

【参考 保険料の所得段階別割合（基準額に対する割合）】

単位：（％）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第1段階	0.50	0.50	0.50
第2段階	0.75	0.75	0.75
第3段階	0.75	0.75	0.75
第4段階	0.90	0.90	0.90
第5段階	1.00	1.00	1.00
第6段階	1.20	1.20	1.20
第7段階	1.30	1.30	1.30
第8段階	1.50	1.50	1.50
第9段階	1.70	1.70	1.70

【保険料の所得段階別割合（基準額に対する割合の弾力化）】

単位：（％）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第1段階	0.50	0.50	0.50
第2段階	0.75	0.75	0.75
第3段階	0.75	0.75	0.75
第4段階	0.90	0.90	0.90
第5段階	1.00	1.00	1.00
第6段階	1.20	1.20	1.20
第7段階	1.30	1.30	1.30
第8段階	1.50	1.50	1.50
第9段階	1.70	1.70	1.70
第10段階	1.80	1.80	1.80

・算出式

各年度の所得段階別被保険者数×所得段階別割合（基準額に対する割合の弾力化）

《平成 27 年度》

$$3,716 \text{ 人} \times 0.50 + 1,413 \text{ 人} \times 0.75 + 1,370 \text{ 人} \times 0.75 + 5,098 \text{ 人} \times 0.90 \\ + 3,428 \text{ 人} \times 1.00 + 3,917 \text{ 人} \times 1.20 + 3,400 \text{ 人} \times 1.30 + 2,075 \text{ 人} \times 1.50 \\ + 1,045 \text{ 人} \times 1.70 + 723 \text{ 人} \times 1.80 = 27,272 \text{ 人}$$

《平成 28 年度》

$$3,786 \text{ 人} \times 0.50 + 1,440 \text{ 人} \times 0.75 + 1,396 \text{ 人} \times 0.75 + 5,194 \text{ 人} \times 0.90 \\ + 3,492 \text{ 人} \times 1.00 + 3,991 \text{ 人} \times 1.20 + 3,465 \text{ 人} \times 1.30 + 2,114 \text{ 人} \times 1.50 \\ + 1,065 \text{ 人} \times 1.70 + 736 \text{ 人} \times 1.80 = 27,787 \text{ 人}$$

《平成 29 年度》

$$3,837 \text{ 人} \times 0.50 + 1,459 \text{ 人} \times 0.75 + 1,414 \text{ 人} \times 0.75 + 5,263 \text{ 人} \times 0.90 \\ + 3,539 \text{ 人} \times 1.00 + 4,044 \text{ 人} \times 1.20 + 3,511 \text{ 人} \times 1.30 + 2,143 \text{ 人} \times 1.50 \\ + 1,078 \text{ 人} \times 1.70 + 747 \text{ 人} \times 1.80 = 28,158 \text{ 人}$$

### 3 地域支援事業費見込額の算出について

#### ① 介護予防事業

事業内容		27年度 (千円)
通所介護 予防事業	楽口楽食元気教室	8,083
	7 歯科衛生士賃金	1,290円 × 40時間 = 51,600円
	8 機能訓練指導員	4,170円 × 10回 = 41,700円
	食生活改善栄養士	5,400円 × 10回 = 54,000円
	13 予防事業委託	7,755,000円
	移送業務委託	18,000円 × 10回 = 180,000円
訪問介護 予防事業	高齢者食生活改善教室	66
	7 歯科衛生士賃金	1,290円 × 20時間 = 25,800円
	8 食生活改善栄養士	4,000円 × 10回 = 40,000円
普及啓発	介護予防講座	2,952
	8 講師謝礼	1,203,000円
	13 一次予防事業実施委託	801,000円
	介護予防普及啓発	
	11 パンフレット・ポスター	705,000円
14 会場借上げ料	243,000円	
二次予防 把握事業	基本チェックリスト	9,924
	11 印刷製本費	785,000円
	12 役務費	4,026,000円
	13 委託料	5,113,000円
		21,025

利用者負担額

通所介護予防委託事業 320円 × 1,920回 = 614,400円

220円 × 720回 = 158,400円

事業内容		28年度 (千円)
通所介護 予防事業	楽口楽食元気教室	8,083
	7 歯科衛生士賃金	1,290円 × 40時間 = 51,600円
	8 機能訓練指導員	4,170円 × 10回 = 41,700円
	食生活改善栄養士	5,400円 × 10回 = 54,000円
	13 予防事業委託	7,755,000円
	移送業務委託	18,000円 × 10回 = 180,000円
訪問介護 予防事業	高齢者食生活改善教室	66
	7 歯科衛生士賃金	1,290円 × 20時間 = 25,800円
	8 食生活改善栄養士	4,000円 × 10回 = 40,000円
普及啓発	介護予防講座	3,052
	8 講師謝礼	1,203,000円
	13 一次予防事業実施委託	901,000円
	介護予防普及啓発	
	11 パンフレット・ポスター	705,000円
14 会場借上げ料	243,000円	
二次予防 対象者 把握事業	基本チェックリスト	9,924
	11 印刷製本費	785,000円
	12 役務費	4,026,000円
	13 委託料	5,113,000円
新しい総合事業移行関係経費		3,800
		24,925

利用者負担額

通所介護予防委託事業 320円 × 1,920回 = 614,400円

220円 × 720回 = 158,400円

※H29より介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容		29年度 (千円)
訪問型サービス	訪問介護	43,549,000円
	高齢者食生活改善教室	
	7 歯科衛生士賃金	1,290円 × 20時間 = 25,800円
	8 食生活改善栄養士	4,000円 × 10回 = 40,000円
通所型サービス	通所介護	135,083,000円
	楽口楽食元気教室	
	7 歯科衛生士賃金	1,290円 × 40時間 = 51,600円
	8 機能訓練指導員	4,170円 × 10回 = 41,700円
	食生活改善栄養士	5,400円 × 10回 = 54,000円
	13 予防事業委託	7,755,000円
	移送業務委託	18,000円 × 10回 = 180,000円
その他	生活支援サービス	25,174
	緊急通報装置設置	5,528,000円
	給食サービス	14,713,000円
	介護予防ケアマネジメント	4,933,000円
予防把握事業	11 印刷製本費	800,000円
	12 役務費	4,101,000円
	13 委託料	5,208,000円
普及啓発	介護予防講座	3,194
	8 講師謝礼	1,203,000円
	13 一次予防事業実施委託	1,025,000円
	介護予防普及啓発	
	11 パンフレット・ポスター	718,000円
14 会場借上げ料	248,000円	
新しい総合事業移行関係経費		3,800
		229,058

利用者負担額

通所介護予防委託事業 320円 × 1,920回 = 614,400円

220円 × 720回 = 158,400円

## ② 包括的支援事業

事業内容		27年度 (千円)
包括的 支援事業	地域包括支援センター運営事業	71,016
	8 運営協議会委員謝礼	
	5,000円 × 3回 × 20人 = 300,000円	
	13 委託料 23,511,000円 3ヶ所 = 70,533,000円	
	* その他 183,000円	

事業内容		28年度 (千円)
包括的 支援事業	地域包括支援センター運営事業	71,016
	8 運営協議会委員謝礼	
	5,000円 × 3回 × 20人 = 300,000円	
	13 委託料 23,511,000円 3ヶ所 = 70,533,000円	
	* その他 183,000円	

事業内容		29年度 (千円)
包括的 支援事業	地域包括支援センター運営事業	86,243
	8 運営協議会委員謝礼	
	5,000円 × 3回 × 20人 = 300,000円	
	13 委託料 23,511,000円 3ヶ所 = 70,533,000円	
	* その他 183,000円	
	新しい総合事業移行関係経費 15,227,000円	

### ③ 任意事業

事業内容		27年度 (千円)
家族介護支援事業	家族介護教室開催事業	834
	13 委託料 25,000円 × 6回 = 150,000円	
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	
	13 委託料 4,860円 × 120回 = 583,200円	
家族介護慰労事業	20 扶助費 100,000円 × 1人 = 100,000円	
その他	成年後見制度利用支援事業	2,007
	8 弁護士謝礼 52,500円 × 5人 = 262,500円	
	11 消耗品費 24,000円	
	12 郵送料 35,000円	
	医師鑑定手数料 52,500円 × 5人 = 262,500円	
	その他 78,000円	
	20 後見人報酬助成費 28,000円 × 4人 × 12月 = 1,344,000円	
	介護支援専門員支援 2,000円 × 50件 = 100,000円	100
	生活援助員派遣事業	2,061
	4 労働保険料 2人 22,000円	
7 臨時職員賃金 2人 1,925,000円		
12 電話料 114,000円		
介護相談員派遣事業		570
	8 介護相談員謝礼 4人 560,000円	
	9 旅費 1,240円 × 8回 = 9,920円	
適正化事業		752
	11 印刷製本費 46,000円	
	12 役務費 325,000円	
	13 委託料 381,000円	
		6,324

利用者負担額

徘徊高齢者家族支援サービス事業 520円 × 120回 = 62,400円

事業内容		28年度 (千円)
家族介護支援事業	家族介護教室開催事業	834
	13 委託料 25,000円 × 6回 = 150,000円	
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	
	13 委託料 4,860円 × 120回 = 583,200円	
家族介護慰労事業	20 扶助費 100,000円 × 1人 = 100,000円	
その他	成年後見制度利用支援事業	2,007
	8 弁護士謝礼 52,500円 × 5人 = 262,500円	
	11 消耗品費 24,000円	
	12 郵送料 35,000円	
	医師鑑定手数料 52,500円 × 5人 = 262,500円	
	その他 78,000円	
	20 後見人報酬助成費 28,000円 × 4人 × 12月 = 1,344,000円	
	介護支援専門員支援 2,000円 × 50件 = 100,000円	100
	生活援助員派遣事業	2,061
	4 労働保険料 2人 22,000円	
7 臨時職員賃金 2人 1,925,000円		
12 電話料 114,000円		
介護相談員派遣事業		570
	8 介護相談員謝礼 4人 560,000円	
	9 旅費 1,240円 × 8回 = 9,920円	
適正化事業		784
	11 印刷製本費 48,000円	
	12 役務費 339,000円	
	13 委託料 397,000円	
		6,356

利用者負担額

徘徊高齢者家族支援サービス事業 520円 × 120回 = 62,400円



事業内容		29年度 (千円)
家族介護支援事業	家族介護教室開催事業	844
	13 委託料 25,000円 × 6回 = 150,000円	
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	
	13 委託料 4,950円 × 120回 = 594,000円	
家族介護慰労事業	20 扶助費 100,000円 × 1人 = 100,000円	
その他	成年後見制度利用支援事業	2,009
	8 弁護士謝礼 52,500円 × 5人 = 262,500円	
	11 消耗品費 24,000円	
	12 郵送料 36,000円	
	医師鑑定手数料 52,500円 × 5人 = 262,500円	
	その他 79,000円	
	20 後見人報酬助成費 28,000円 × 4人 × 12月 = 1,344,000円	
	介護支援専門員支援 2,000円 × 50件 = 100,000円	100
	生活援助員派遣事業	2,063
	4 労働保険料 2人 22,000円	
7 臨時職員賃金 2人 1,925,000円		
12 電話料 116,000円		
介護相談員派遣事業		570
	8 介護相談員謝礼 4人 560,000円	
	9 旅費 1,260円 × 8回 = 10,080円	
適正化事業		831
	11 印刷製本費 51,000円	
	12 役務費 359,000円	
	13 委託料 421,000円	
		6,417

利用者負担額

徘徊高齢者家族支援サービス事業 520円 × 120回 = 62,400円

## 4 計画策定の経過

日時	名称	内容
平成26年 8月28日	第1回江南市高齢者総合対策懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について</li> <li>・第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の事業評価について</li> <li>・介護保険法等の一部を改正する法律の概要について</li> <li>・第6期江南市介護保険事業計画の基本指針と策定スケジュール</li> <li>・将来人口、要介護認定者数推計</li> <li>・日常生活圏域について</li> </ul>
11月10日	第2回江南市高齢者総合対策懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏域について</li> <li>・第6期介護保険事業計画の各種推計について</li> </ul>
12月1日	第3回江南市高齢者総合対策懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回会議からの変更点について</li> <li>・第6期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（中間案）について</li> </ul>

## 5 江南市高齢者総合対策懇談会設置要綱

(目的)

第1条 高齢社会の備え、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定及び推進を総合的かつ多面的に検討をするため、江南市高齢者総合対策懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に必要な協議及び推進に関すること。
- (2) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって構成し、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、老人福祉施設等の各種団体代表者
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) その他、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員に欠員が生じた場合補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 懇談会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、懇談会の会議の議長として会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 懇談会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉部高齢者生きがい課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

【江南市高齢者総合対策懇談会委員名簿】

	氏名	所属（職名）
委員長	峰 島 厚	立命館大学教授
副委員長	陸 浦 歳 之	江南市社会福祉協議会会長
委員	吉 田 賢 二	江南市シルバー人材センター会長
委員	尾 関 順 久	江南市老人クラブ連合会会長
委員	寺 沢 昌 子	江南市老人クラブ連合会女性部長
委員	野 田 智 子	江南厚生病院地域医療福祉連携室長
委員	加 藤 さ つ き	ふれあいサービス菜の花こうなん代表
委員	渡 部 敬 俊	渡部内科医院院長
委員	近 藤 直 樹	近藤歯科医院院長
委員	松 浦 直 人	あかり薬局
委員	坂 井 田 安 一	江南保健所健康支援課長
委員	兼 岩 國 太	江南市民生児童委員協議会会長
委員	尾 関 涉	江南織物卸商協同組合理事長
委員	長 嶺 浩	オークマ労働組合副委員長
委員	永 野 静	ボランティアグループ・あすなろ
委員	鈴 木 輝 親	家族介護者代表
委員	大 野 賢 史	江南青年会議所理事長

## 6 江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 策定会議設置要綱

(目的)

第1条 介護保健事業の円滑な実施を図るための介護保険事業計画、及び高齢社会に対応した高齢者の総合的な福祉計画を策定するため、江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 会議は、次の事項を掌握する。

- (1) 計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (2) 計画素案の調整、修正及び決定に関すること。
- (3) その他市長が命ずる事項の処理に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び15人以内の委員で構成する。

- 2 委員長は、各委員の互選により選出され、副委員長は委員長の指名による。
- 3 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会議に次の部会を置く。

- (1) 第1部会（介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の保健、医療、福祉部門関係）
- (2) 第2部会（高齢者福祉計画の保健、医療、福祉以外の部門関係）

2 部会は、第2条に規定する掌握事務について専門的調査及び研究をし、その経過及び結果を委員長に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長その他構成員で組織し、当該部会の構成員は、委員長が定める。

4 部会長及び副部会長は、部会の構成員の互選による。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部高齢者生きがい課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。